

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)  
令和5年第1回設楽町議会定例会(第2日)会議録

令和5年3月13日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会(第2日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子  | 2 村松純次  | 3 七原 剛  |
| 4 原田直幸  | 5 今泉吉人  | 6 金田敏行  |
| 7 金田文子  | 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 |
| 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 |         |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1 原田直幸議員

(1) 社会福法人田口宝保育園等に対する運営支援の考え方について

2 今泉吉人議員

(1) 公共跡地の有効利用の目的を問う

ア 公有跡地の有効利用目的と民間への売却など町のまちづくりの誘導について

イ 再開発事業者の模索と発掘について

ウ 災害に強いまちづくりの防災公園について

(2) やすらぎの里の改造費用を問う

ア 何故、2億円の予算計上か、その真意は

イ 入居者の一時帰宅などを図り工事を迅速に

ウ 20人位の新築グループホーム建設なら1億円以内

3 金田文子議員

(1) 予算編成方針と各種事業構成の食い違いはないか

4 原田純子議員

- (1) 漬物製造業の今後
- (2) 地区懇談会後の広報について
- 5 金田敏行議員
  - (1) 「安全で暮らしやすいまちづくり」のために
    - ・防犯灯設置要綱の見直しについて
    - ・防犯カメラ設置への補助について
- 6 田中邦利議員
  - (1) 魅力ある町立学校の実現について
  - (2) 会計年度任用職員の処遇改善について
- 7 七原剛議員
  - (1) 設楽町の業務継続計画（BCP）の策定、見直し状況について
  - (2) 設楽町とJクレジット制度の関わりに関して
- 8 高森陽一郎議員
  - (1) 町道 310 号 本洞線について
  - (2) 異次元の移住、定住奨励金について
- 9 加藤弘文議員
  - (1) 設楽町の異常な投票率低下の要因と対策について
  - (2) 設楽町の移住定住対策について

## 会 議 録

開議 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和5年第1回設楽町議会定例会(第2日)を開会いたします。

なお、皆さん御存じのとおり、本日よりマスクの着用が解禁されました。当議会では、皆さんの御意志にお任せさせていただくということで開会させていただきます。なお、一般質問する方で発声がしづらいという方は自由ですので、マスクをとって発言をしていただければよろしいかと思えます。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

- 10 田中 令和5年第3回議会運営委員会の結果について報告をいたします。令和5年第1回定例会第2日の運営につきましては、3月8日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1「諸般の報告」は議長から報告があります。

日程第2、一般質問は、本日9名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。

なお、確認のために申し上げますが、質問は、一括方式か、一問一答方式かを宣言の上、質問をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議長として、定期監査について、報告します。監査委員より地方自治法第199条の9項の規定により定期監査の結果について報告が出ております。事務局に保管してありますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

[原田純子議員到着]

---

議長 日程第2「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。

はじめに、4番原田直幸君の質問を許します。

4原田(直) おはようございます。4番原田直幸です。通告に従い質問をさせていただきたいと思っております。

今日質問する田口宝保育園の問題については、請願書が提出されてから間隔もなく、町当局も考えもまとまらない部分もあると思うことから、本来6月ないし、9月に質問すべき事柄だと考えましたが、4月に議員選挙があり、6月のこの場所に私が立ってられるのかも不明ですので、本日一問一答方式で質問させていただきたいと思っております。1問は大きな見出しということで御理解をいただきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

去る1月27日に、土屋町長宛に、田口宝保育園の運営を町に委ねる請願書が、社会福祉法人田口宝保育園の理事長並びに理事、監事連名で提出されました。また、山口議長にも同様な趣旨で陳情書が2月7日付で提出されました。本会議1日目の議案の後ろに陳情書のコピーが付いていますので、御一読いただいて内容を理解していただいているものと思っております。

この社会福祉法人田口宝保育園の運営に関する請願書や陳情書については、町当局はもちろん、議員各位におかれましても、いろいろな意見があることは承知しております。私自身も、建設課長時代、田口宝保育園の入口である町道役場福田寺線の改良や役場本庁舎の横の土地の造成に関わりました。特に、造成を行った時に、ここに新しく園舎を建てれば旧田口児童館を仮設利用して保育しなくてもよいし、駐車場も設けられるし、後々宝保育園の運営が厳しくなったときでも、町営への移行が割とスムーズにいくのではないかと思ったものであります。

個人、個人、いろいろな思いがあるわけですが、町の将来を担っていく幼児のために、私立と公立で保育に大きな差が生じてはいけません。田口宝保育園の運営に対し、町としてどのような運営方針をたてていくのか、支援していくのか、これからの町の保育事業を議員の皆さんも含めて考えていただくために、いろいろな方向からお聞きしたいと思っております。また、予算委員会で質問したらよいというような内容もありますが、御容赦いただきたいと思っております。

初めに、「社会福祉法人設楽町社会福祉協議会への補助等について」であります。

やすらぎの里の運営については、設楽町社会福祉協議会へ指定管理委託をした時に確認させていただきましたが、人件費の上乗せ補助はしなくて、措置費とデイサービスの利益で賄っていくとのことでした。

しかしながら、ネクストサプライと社会福祉協議会で半年ずつお願いしました令和3年度の委託費決算額6,600万円から、令和4年度予算では8,800万円に、令和5年度予算では約1億円と約1.5倍に膨らんでいます。昨年の予算委員会の質疑で、予算が膨らんだ理由として、老朽化に伴う修繕が必要で予算が大幅に伸びたとのことでしたが、令和5年度は、大規模改修を行うことから修繕費の必要性はあまりないと思います。燃料費等の高騰があっても1.5倍の予算は増えすぎだと思いましたが、どんな理由でしょうか。

また、したら居宅介護支援事業所運営費補助金や訪問介護サービス運営費補助金を社会福祉協議会へ支出していますが、人件費に対する上乗せ補助はありますか。ないならば補助基準を簡単に説明していただきたいし、あるとすれば金額はどの程度になり、どういう理由なのか教えていただきたいと思います。

とりあえず、1問目の質問を終わり、席を移動させていただきたいと思います。

[原田直幸議員席移動]

町民課長 それでは、まず1問目の「社会福祉法人設楽町社会福祉協議会への補助等について」お答えさせていただきます。

令和3年度の決算額から令和5年度の予算額に対して1.5倍の予算の伸びは増え過ぎではないかということでもあります。

議員がおっしゃるとおり、令和3年度委託費の決算額は約6,600万円であります。令和3年度は、指定管理契約を締結していましたネクストサプライが、突然やすらぎの里の指定管理から撤退しました。撤退の理由が、町が支払う指定管理料では運営ができないとのことでしたので、双方の協議により町が赤字補填することを決定いたしました。

しかしその後、町に対し、一方的にやすらぎの里指定管理から撤退する意向が示されたことで、同年10月1日から設楽町社会福祉協議会へ指定管理を移すこととなり、施設に係る燃料費やボイラーの点検委託料など約800万円を、委託料とは別に町が負担しましたので、委託費としては、令和3年度は約7,400万円となります。

また、当時のネクストサプライとして働いていた職員の給与水準がかなり低かったと聞いております。町が支払う指定管理委託料では経営ができないため人件費を抑制していたと推測します。このように人件費を低く抑えられており、その後、社会福祉協議会の職員となったことで人件費が増額となったこと、そのほかには、例えばネクストサプライの時は70歳を超える看護師をアルバイトとして雇用し人件費を抑えていましたが、社協に管理が移ったタイミングで正規職員の看護師の採用ですとか、施設管理を行う事務員の採用、あるいは、介護職員の高齢化が問題でありますので職員の入替えを行い、体制の改善を図ってきました。

このように、委託費が大きく増額となった原因としては、抑えられていた給与水準が上がったこと、職員の入替えを行ったこと、令和4年度からの昇給に伴う人件費の増額、議員もおっしゃったとおり燃料費等の高騰による増額が主な理由と考えられます。

続きまして、したら居宅介護支援事業所運営費補助金及び訪問介護サービス運営費補助金の人件費に対する上乗せ補助はあるのか、との御質問ですが、この事業は介護保険事業となりますので、介護報酬が主な収入源となります。しかし、足りない部分を町からの補助金で賄っておりますが、人件費に対する上乗せとい

う考えではございません。また、その補助金の補助基準ですが、設楽町補助金等交付規則に基づき補助金の支出を行っております。

以上でございます。

4 原田(直) 今の町民課長の答弁ですけれども、1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

やすらぎの里ですけれども、措置費で前は賄っていたわけですが、人数が減って措置費で賄えなくなったから、人件費の上乗せ補助を町として行っているという理解でよろしいのでしょうか。

町民課長 総額として、施設管理をするにあたってうちがお渡しする措置費の中では運営ができないということでもありますので、人件費部分について上乗せという考えではなくて、人件費も含めた全体の運営費を含めて赤字補填をしたという考えであります。ですので、町がその当時赤字補填をした内容とすると、ボイラーに対する委託費、あるいは燃料費について赤字補填を委託費とは別に行ったということですので、全てが人件費に対する上乗せというものではないと理解しております。

以上です。

4 原田(直) 納得ができない部分もありますけれども、時間がなくなるといけないので次へ移りたいと思えます。

2問目です。「民間会社への運営補助金について」です。

予算委員会の中で生活課長から説明がありましたが、令和5年度から田口地区下水道整備に伴い、民間企業である、し尿収集運搬業者に運営安定のための補助金を法律に準じて出すとのことですが、もう少し詳しく補助金を出す根拠と積算内容を教えていただきたいと思えます。

生活課長 田口地区の下水道の整備により、し尿収集運搬業者が影響を受け、経営が不安定となることで、し尿収集体制に支障が出る恐れが出ております。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2」で、し尿の収集運搬は町の責務と規定されております。設楽町では、直営のし尿収集体制を保持しておらず、許可によりその体制を確保しております。そのような中、し尿収集運搬業者が規模を縮小させながらも適正な収集が確保できる施策が必要であります。

そこで、「設楽町し尿収集事業費補助金交付要綱」を制定し、それを根拠に、し尿の収集運搬の体制の安定化を図ろうと考えております。

また、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」では、「市町村は、事業者の下水道整備により受ける影響を緩和し」と規定されており、その趣旨に沿いまして、し尿収集運搬体制の安定化に寄与出来ると考えております。

質問の積算内容ですが、4人の世帯を標準的な世帯として算定しました。合併処理浄化槽家庭の汚泥の収集運搬は、年間4回の点検と年間1回のくみ取りで、約4万円の費用がかかっております。一方、し尿収集運搬の場合は、収集量が1回当たり約360リットル、年間10回のくみ取りが必要となり、約3万7000円の費用となります。

そこで、1回当たりの費用をみますと、合併処理浄化槽は、1万円、し尿収集は、3,700円と、し尿収集は、極端に収益性が悪いことが分かります。

し尿収集運搬業者は、し尿の収集運搬だけみると赤字の業務であると言ってお

ります。そこで、町の責務でもある、し尿の収集運搬業務を健全化するために合併処理浄化槽の1回当たりの費用と、し尿収集の1回当たりの費用の差額の3分の1の2,000円を1回当たり補助しようと積算し、令和3年度の収集運搬回数685件を乗じまして、年間当たり137万円の予算をお願いしたいと思います。

なお、対象となります収集運搬回数は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽への転換により件数は年々減少していくと考えております。

以上でございます。

4 原田(直) 民間業者への補助につきましては、町の責務だということで理解させていただきました。

次、3問目にいきます。「公的・私的医療機関の違いについて」です。

私は以前、つぐ診療所の運営について一般質問した時に、今後については経費削減を図りながら現行で運営していくとの答弁をもらいました。現実として、令和3年度の決算では3,300万円、令和5年度予算では4,200万円を一般会計からの操出金で賄おうとしています。

そこで確認をさせていただきたいと思うのですが、つぐ診療所の受診者数のうち、津具地区の受診者割合と赤字に対する地方交付税の算定があるかをお聞きしたいと思います。あるならば、金額はいくらかを教えていただきたいと思います。

一方、田口の伊藤内科さんや月新堂医院さんは、看護師や事務員を抱えながら町からの補助はなく、運営してみえると理解しています。今、伊藤内科さんの横に併設されている、かえで薬局さんが、薬剤師不足により運営が厳しく、それが伊藤内科さんの運営にも支障を来すようなお話をお伺いしております。

私は、公的なら良くて、私的だからだめだということではなく、町民の一番優先事項である生命を守るためには、何らかの補助等を行うべきだと思いますけれども、町当局における現状把握と考えはどのようなものかお聞きしたいと思います。

総合支所長 それでは、私のほうから、まず、御質問3の前段部分、「つぐ診療所の受診者数のうち、津具地区の受診者割合と赤字に対する地方交付税の算定があるか。あるならば金額はいくらか。」について、お答えいたします。

初めに、平成31年度、(令和元年度)以降の津具地区の受診割合についてです。平成31年度(令和元年度)は、96.5%、令和2年度は、95.8%、令和3年度は、96.2%、ちなみに令和4年度は、この2月までの集計になりますが、94.2%となっており、ここ数年、新型コロナの影響もあるのか、受診者数は減っていますが、津具地区の受診者の割合は、ほぼほぼ変わっていない状況です。

次に、「赤字に対する地方交付税の算定があるか。あるならば金額はいくらか」についてですが、財政課に確認したところ、交付税算定の単位費用の中には含まれていると理解しますが、細かくいくらとは出せないという話でしたので、御理解ください。

管理課からは以上です。

町民課長 町民課からは、かえで薬局の件についてお答えします。

かえで薬局の薬剤師不足の件は、町として今年の1月5日に状況を確認しました。翌日、6日に医師会長のところに、町長、町民課長、保健センター保健師とで出向き、医師会として薬局の問題について話題にさせていただけないかというよ

うなお話をさせていただいております。その後、1月17日に伊藤内科にも話を聞き、翌日18日には、かえで薬局の代表の方に現状と今後の見とおしについて話を伺っております。

結果として、かえで薬局さんは薬局の維持について鋭意努力しているところで、今のところ町としては見守るしかない状況にありました。

また、何らかの補助を行うべきでは、との御質問ですが、地域医療の確保、維持は非常に重要な事ですので、かえで薬局さんとは、大きな変化があったときには連絡をいただけるように話をしております。今後も、かえで薬局の動きに注視しながら、その都度検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

4 原田(直) 田口地区の大事な診療機関でありますので、これからもよく注意をしてお願いをしたいと思います。

次、4問目です。「田口宝保育園と設楽町人口ビジョン、設楽町総合戦略との関連性について」です。

設楽町人口ビジョン、設楽町総合戦略が7年前に計画され、途中変更も行なわれました。計画当初田口地区のシナリオとして、毎年5世帯の受入れが必要とわられていたのですが、現実的には担当職員の懸命な努力にもかかわらず、目標達成に至っていない状況です。

そこでお聞きしたいと思いますけれども、田口地区への移住世帯や人数は何人になりますか。また、この目標が達成されていけば田口宝保育園の現状も違ってきたのではないかと思います。町当局はどのようにお考えでしょうか。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課から、「田口宝保育園と設楽町人口ビジョン、設楽町総合戦略との関連性について」お答えいたします。

初めに、「田口地区への移住世帯や人数は何人になりますか」についてお答えします。

田口地区への移住世帯や人数は、移住定住推進室が設置された平成28年度から令和3年度までの6年間の実績では、12世帯22人、うち子育て世帯は3世帯11人です。この人数は、移住定住施策を活用した人数であります。

次に、住民基本台帳の転入者については、田口地区に6年間で186世帯、236人で、うち子育て世帯は17世帯49人です。この数値は、移住定住施策を活用した人が含まれております。

もう一つの御質問の、「この目標が達成されていけば田口宝保育園も現状も違ってきたのではないかと思います。町当局はどのようにお考えでしょうか」についてお答えします。

推測になりますが、移住定住施策の目標どおりに達成していれば、田口地区に6年間で30世帯の子育て世帯の移住者がおりましたので、その中には、保育園に通う年齢の子どももいたかもしれませんので、田口宝保育園に入園する子どもも増えたのではないかと考えております。

説明は以上です。

4 原田(直) 今さら、責任を取れとかそういう話ではありませんので、次にいきいたいと思います。

5問目です。「1中・4小・4保育園に対する考え方について」です。

令和6年度に、教育関係者の努力と地元住民の深い理解で、津具中と設楽中が統合し、設楽中に、田峯小と田口小が統合し、田口小となります。その後においては、当面の間1中学校・4小学校・田口宝保育園を含めて4保育園で運営されていくものだと理解していますし、そういった考えがあるからこそ、津具・清嶺・名倉保育園の建て替えが次々に行われてきたものだと思っております。だから、田口宝保育園の建て替えが行われたことは、建設場所等の問題はあったにしても当然のことだと私は思っております。しかしながら、生まれてくる子供の数が毎年10数人程度という現状だと1小学校にしなければならない時がすぐそこに来ていると思うと同時に、保育園も1つにしなければならないと思います。ですが、保育園の統合は、小学校の統合よりも親が園児の送迎を遠くまでしなければならない等の問題が生じてきますので、同時あるいは後にしなければならないと思いますが、町当局の今時点のお考えをお聞かせください。

町民課長 まず、設楽町の人口は現在約4,000人であります。その人口規模で公立保育園が3園、私立保育園が1園運営されております。一方、東栄町は人口約3,000人で公立保育園1園、豊根村では人口1,000人で公立保育園1園を運営しており、近隣の町村と比較しても設楽町の保育園数は人口規模に対して多くなっております。

そのため、近年では保育士や代替えの会計年度任用職員の確保に大変苦慮すると共に、園児数の減少から集団保育の維持が難しく、将来的には4保育園の運営を維持していくのは非常に困難な状況となることが予想されます。

このようなことから、将来的には段階的に複数ある保育園を統廃合し、町内1園とする事も考えていかなければならない、そういった時期に来ていると思っております。

議員のおっしゃるとおり、統廃合を行うには保護者の方の御理解を得なければならない事案が多くあると思っておりますので、園児と保護者にとって最も望ましい園の運営について、地域住民を含めた関係者への丁寧な説明と協議を実施していきたいと考えております。

以上です。

4原田(直) いろいろ私も、これからそういうかたちで統合を考えていかなければいけない時期に来ていると思っておりますけれども、当分の間は4園で運営をしていただけると理解をしますのですけれども、その辺はそういう考え方でよろしいのでしょうか。

町長 先ほど課長からの説明もありましたとおり、これを解決していくのには住民の皆さんの御理解が一番必要なことだと思っておりますので。考え方としては将来1つにしなければならないというのは持っております。

私、町長をやっております一番大事なことは備えておくことだと思っております。どうなったらどうしていくのかということをおきなさいということは職員にも常々話しておるわけでありまして、そんな中でこんな状況になっておりますので、将来1つにしていくときが来るのかもしれないという思いは持って取り組んでまいります。その上で、住民の皆さんに御説明をした上で取り組んでまいりたいと思っております。

4原田(直) ありがとうございます。

では次、6問目に移ります。「田口宝保育園と公立保育園の違いについて」お



聞きしたいと思います。

保育園の運営に関する費用を令和3年度の決算額で園児1人当たりに見ると、公立保育園は197万4,000円、田口宝保育園は107万5,000円と、公立保育園のほうが1園児当たり倍近くの費用がかかっていることになります。保育士の経験年数から来る給料や保育する園児の年齢的な違いもあるかと思いますが、それにしても倍近く違うことに対して町当局はどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

次に、公立保育園の運営に対する補助等はなく、すべてを一般財源で賄っています。ただ、地方交付税の算定の中に含まれていると聞いていますが、令和3年度ではどの程度になっているか教えていただきたいと思います。

田口宝保育園には令和3年度の決算で一般財源が527万円使われていて、園児1人当たりで見ると20万2,000円になります。公立保育園では地方交付税の算定額を除いた純粋な一般財源は1人当たりいくらになるかも教えていただきたいと思います。

私は、議員になってから予算や決算特別委員会での質疑で、田口宝保育園の運営が厳しいと聞いているから、人件費を含めた公的な補助していただけるようお願いしてまいりました。町当局からは、補助するとの答弁をいただいたと理解をしていましたが、実際、田口宝保育園が赤字となっている令和3年度、4年度においては、補助金が支出されていません。何が問題で、どうして補助が行われなかったのか理由をお聞かせいただきたいと思います。

ちょっと法律の解釈が違ふかもしれませんが、「私立保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育園に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する」と児童福祉法が改正された時になっていると、私は理解しています。現時点においても、田口宝保育園に対しては町からは委託費ではなく措置費という形で支払われています。委託と措置では大きな違いがあると思いますが、町当局の見解はいかがでしょうか。

以上、6問目とさせていただきます。

町民課長 それでは、6問目についてお答えさせていただきます。

御説明の前に、園児1人当たりの金額について、議員の算定の数値が107万5,000円ということでしたが、措置費として支払った金額とすれば107万5,000円ですが、田口宝保育園の決算額から1人当たりを出しますと134万円となりますので、御訂正のほうをお願いします。

それでは、「園児一人当たりの費用が大きく違うことに対してどのように捉えているか」との御質問ですが、園児数に応じた保育士の配置基準が定められていますので、例えば3歳児は20名に対し保育士1名の配置が決められています。極端な話、園児1人でも20名でも1人の保育士の配置が必要になります。田口宝保育園は4園の中でも園児数が一番多く、公立保育園の園児はそれよりも少ない園児数となっておりますので、一概に園児1人当たりの費用を比べて比較できるかどうか分かりませんが、今後、田口宝保育園との協議の中で検証できたらと思っております。

続いて、保育園に係る令和3年度の交付税算定額ですが、社会福祉費の中で公立保育園だけの係数で算定しますと4,122万1,152円、約4,100万円となります。公立3園の費用合計——決算額ですが、8,644万6,226円、約8,600万円で、交

付税算定額が約 4,100 万円でしたので、一般財源充当額は 4,522 万 5,074 円となります。令和 3 年度公立保育園児数の 43 人で割返しますと、1 人当たりの経費額は 105 万 1,746 円となります。

続いて、補助金の支払いがなかったことにつきまして、令和 3 年度、4 年度に保育園長から、継続的な経営が困難であるとの口頭での相談は受けております。しかし、具体的に何が原因で、何がどの程度困窮しているのかがわかる詳細な資料の提出がなされませんでしたので、議論が進まず補助を行っていないというような経緯でございます。

続いて、田口宝保育園には、国が定める「公定価格」を基に算定された額を、「民間育所措置費」の名目で設楽町から支払っております。そのため、委託という認識ではなく、措置費という認識でいますのでよろしく申し上げます。

以上です。

4 原田(直) 私の認識とかなり違っている部分があるのですがけれども、1 点、純粋に園児一人当たりに対する一般財源は 105 万 1,700 円、田口宝保育園だと 20 万 2,000 円くらいだと。ちょっと金額が倍になっても 30 万くらい、70 万くらい差があるという理解で、そこは間違いがないか確認をさせてください。

町民課長 今の出ている数字の中での差額とすれば、70 万余の差があるということではよろしいかと思えます。

4 原田(直) そういうことも含めて、次にいきたいと思えます。

7 問目です。「田口宝保育園の運営に対する考えについて」です。

土屋町長は、田口宝保育園の赤字問題が出てきてから、しっかりした金額が出たならば、1 年になるか 2 年になるか期間は協議していかなくてはいけないが、その間は赤字を補填することはやぶさかではないと言っていたらと私は理解をしています。改めて御発言をいただければと思えます。

それと同時に、私立保育園として、今日までの 83 年間運営をしてきてこと、今、町民課長に聞くと、かなり町費も持ち出しも少なくなっているというような状況も含めて、町長はどのようなことを思っているかをお聞きしたいと思えます。

それとは別に、今、町民課長のほうから理由をいただいたわけですがけれども、町が補助金を支出するためには、資料的に何が不足し、何を田口宝保育園が提出すればよいのかも確認させていただきたいと思えます。

町長 まず、冒頭でありますけれども、昭和 15 年の発足以来、82 年間という長きにわたりまして地域児童の育成に御尽力いただいておりますこと、また多くの園児を輩出されました宝保育園に対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、改めてお礼を申し上げたいと思えます。

しかしながら、この急激な少子化ということで、保育園の運営がなかなか立ち行かなくなってしまったということは非常に残念ではありますが、町といたしましても、保育を確保するという意味で出来る限りの支援を実施させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

公営化までの間の補填ということについてでありますけれども、公営化ということに御理解いただいた上で、経営努力であったり、経費の削減というところをしっかりと見直し、妥当性があるものにつきましては町民の皆さんの御理解をいただけるものとして、また来年度予算に計上しておりませんので、しっかりと精

査をした上で補正予算を組ませていただきまして、議会の皆さんにお諮りをした上でしっかりと補助をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思ひます。

いずれにしても、保育の確保を第1に優先として考えてまいります。園児、および保護者の皆さんに心配や御迷惑をおかけしないように十分に配慮した上で対応していきたいと思ひておりますのでよろしくお願いしたいと思ひます。

町民課長 資料ベースについて、具体的にどういったものを出していただければというような御質問ですが、1月27日の請願を受けてから、既に3回ほどの協議を田口宝保育園のほうと行っております。現在必要な書類はいただいておりますし、2週間ごとに協議を行っておりますので、必要な資料は協議の場で保育園側に依頼させていただきたいと思ひておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

4原田(直) ありがとうございます。町長の力強いお言葉と、町民課長が、今一生懸命、宝保育園と打合せをしていただいているということで、補正のほうをしっかりと算出して出していただける理解をしておりますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

最後です。先ほどからいろいろなお話をさせていただいております。児童数が少なくなったということで、今後の田口宝保育園の最終的な運営については補助金等による支出ではなくて、町営として運営をしていきたいというようなお言葉をいただいていると考えていますけれども、そういった方向で進められるのかをお聞きしたいと思ひます。

町長 先ほども申し上げましたけれども、目標は持っておりますけれども、何年後…2年後になるのか、ちょっとわかりませんが、公営化というものを前提とした上で、精査をした上で財政的支援というものは行っていきたいと思ひます。

また、田口宝保育園の公営化ということを考えていくなかで、併せて保育園のあり方というものも一緒に。1園にすぐにするということではありませんけれども、在り方というものも一緒に考えてまいりたいと思ひておりますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

4原田(直) いろんなかたちでこれから検討をしていただけるというお話でしたので、これで私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

議長 これでは原田直幸君の質問を終わります。

---

議長 次に5番今泉吉人君の質問を許します。

5今泉 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

最初に、申し訳ございませんが、お配りの1ページですが、「やすらぎの里の改造費用」と書いてありますが、「やすらぎの里の大規模改修費用」に訂正してもらいたいと思ひます。よろしくお願い致します。

それでは最初に、「公共跡地の有効利用の目的を問う」を聞きます。私は、今回このテーマで一般質問をしたいと思ひますのでよろしくお願い致します。

設楽町管内には、有効利用目的もない公共の跡地が無数あることは御存じと思いますが、今後、その跡地をどのように活用していくのか懸念を感じます。

代表的な跡地は、清崎地内にある元営林署、本庁舎東隣の細田地内があります。元営林署の跡地は防災拠点を造ると言うてから何の変化もなく、現在は道の駅したらの駐車場として利用しています。細田地内の空地は、ダム工事関係の建物並びに展示場になっています。特にこの跡地は、数年前に保育園の建設の話が浮き上がっていましたが、現在の保育園が強い現状維持があり、うやむやになりました。このほかに、名倉地内、津具地内の学校の跡地があり、いまだにその跡地の利用目的が定かではありません。また、学校統合問題で今後も増えます。

元営林署、細田地内の空地は、今のところ利用されていますが、元名倉、下津具小学校の跡地は利用目的もなく、毎年グランドなどが草に覆われてしまい、景観も悪く近所迷惑に繋がっているのが現状です。その草は、毎年、シルバー人材センターの会員が予算計上範囲で年に2～3回草刈りを行っています。草刈りも町の税金を使ってやっていますことから、お金を跡地にばらまいているとも言われています。例を申しますと元下津具小学校の跡地の草刈りは、昨年度、25万円の予算で22万3,000円が跡地に消えています。また、ほかの地区も同様なことをすると10年後にはいくら使うか心配です。そこで、これらのことを鑑み、下記の質問をいたします。

1、公共跡地を有効に利用する目的と、民間へ売り払うなどし、町のまちづくりの誘導を図る気構えがないか伺いたい。

2つ目、跡地の再開発事業者の模索と発掘を心がけることはないか、町のお考えをお聞きしたい。

3つ目、同跡地は、災害に強い、まちづくりの防災公園を提案したいが町のお考えをお聞きしたい。

続いて、「やすらぎの里の大規模改修の費用を問う」についてお聞きします。

先日の全員協議会において、令和5年度設楽町当初予算の概要が配られました。私は、この当初予算の概要を見ると、腑に落ちない予算額がありましたので、そのことについてお聞きしたい。

それは、やすらぎの里大規模改修工事のことです。説明欄で、平成5年建設の老人福祉施設やすらぎの里・養護老人ホーム宝泉寮はトイレ、浴室、ボイラー等の設備・機器の老朽化が進んでいるため、併せて2人部屋を個室に改造するため大規模な改修工事を行います、との説明欄を拝見いたしました。

その費用が2億円の予算であることから、何でこんなに多額のお金がかかるのか理解できません。私が、ネットでグループホームの建設を調べたところ、20人の個室の新築でも7,800万円で建築できるという業者がありました。宝泉寮の老朽化で、その改修が、各種設備、機器の交換で費用がかかることは理解できますが、具体的案の説明を聞いていませんので下記のとおり質問いたします。

1、何故、2億円の予算計上が必要か、その真意の説明をお聞きしたい

2、工事期間中の入居者の生活環境はどのようにするのかお聞きしたい。

3、20人位の新築グループホームの建設費用が1億円以内と聞いているが、改修が長期にわたることと、個室、水回り、各種、器材の新規交換などから、このような費用を要するか伺いたい。

1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、総務課から、「公共跡地を有効に利用する目的と民間に売り払うなどし、町のまちづくりの誘導を図る気構えがないか伺いたい」についてお答えさせていただきます。

現時点におきまして、具体的な活用計画のある公共跡地はありませんが、過去には、移住定住施策の一環として町有地の宅地分譲を行ったり、現在は、設楽ダム建設工事事業所の事務用地や地元建設業者の資材置場、イベント会場などとして貸し付けていることが多い状況であります。

「設楽町公共施設等総合管理計画」が進みますと、除却する建物が増えてまいりますので、これらの跡地利用と合わせて、地区の皆さんの御意見、御要望をお伺いしながら、有効活用できるよう検討してまいりたいと思います。

議員がおっしゃいます「民間への売払い、まちづくりの誘導を図る気構えはないか」につきましても、民間の方が公共跡地を有効活用するために買収したいという要望がありましたら、前向きに検討していきたいと考えております。

続きまして、2番目の、「跡地の再開発事業社の模索と発掘を心がけることはないか、町の考えをお聞きしたい」についてお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、現時点では具体的な活用計画のある公共跡地はありません。町としても有用な活用方法があれば進めていきたいところであり、要望があれば、跡地の再開発事業社の模索や発掘を検討していきます。

3番目に、「同跡地を、災害に強いまちづくりの防災公園を提案したいが、町の考えを聞きたい」についてお答えさせていただきます。

大きな災害が発生いたしまして、避難生活を余儀なくされる場合には、指定避難所として田口特産物振興センター、田峯農村環境改善センター、名倉小学校、つぐグリーンプラザを中心的な避難所として指定しています。

万が一、人員が満員で収容できないような場合が発生いたしましたら、熊本地震のときのように屋外でのテント生活が有効であるということが実証されておりますので、いずれにしても広い用地の確保が必要となります。防災公園とするかは別といたしまして、公共跡地の有効利用の一環として検討を進めてまいります。よろしく願いいたします。

町民課長 それでは、町民課のほうから、「やすらぎの里の大規模改修」について御説明させていただきます。

まず、何故、2億円の予算計上となるかを説明をいたします。

やすらぎの里は、平成5年に建設されてから30年が経過しておりますが、個別の小規模な設備等の修繕を除いて寮室、浴室、設備機器等の改修が一切されておりません。また、経年劣化による施設全体としての老朽化がかなり進んでおり、本年度においても頻繁に設備等の修繕が発生し、補正と流用を重ねて約220万円の修繕を行ってきております。

このような状況の中で、2人部屋のプライバシーが確保されていない問題ですとか、耐用年数が過ぎて修理ができない設備が明らかになってきております。

今回の改修内容は、2月15日に行いました全員協議会で御説明したように、改修範囲が施設全体に及び、なおかつ、防犯カメラの設置や門扉の設置を新たに行う予定もあります。

入所者の生活を維持するため、必要最低限のどうしても行わなければならない改修工事ですので、御理解をいただきたいと思っております。

続いて、工事期間中の入居者の生活環境はどのようにするのか説明をいたします。

寮室の改修については、工事エリアを決めて、エリア内にいる入居者の方は、空き部屋に一時的に引っ越しをして生活していただきます。工事が終わりましたら元の部屋に戻り、次の工事エリアの入居者の方に引っ越しをしていただき、工事を行うという段取りで、入所者の方の生活を維持しながら工事を進めてまいります。

入居者の方に大きな負担とならないように、寮室改修は少しでも早く完了するようにしていきたいと思っておりますが、どうしても相部屋となりますので、工事期間中は共同生活をお願いすることになります。工事発注後、直ちに、入所者とその家族に対して工事内容と日程を説明し、工事への理解と御協力をお願いしていく予定であります。

続いて、何故このような改修費用が必要であるのか説明をいたします。

前段で御説明しましたとおり、建物の老朽化が著しく、工事範囲が施設全体に及び、工事内容も多種にわたります。金額は申し上げることにはできませんが28室ある寮室の改修費が最も大きく、続いて、ボイラーや消防設備の総合案内盤などの設備改修費が大きくなっております。

入所者の生活を維持するため、改修費を抑えるため施設との打ち合わせを何度も行い、必要最低限の改修にとどめた結果の費用ですので、御理解ください。

以上です。

5 今泉 ありがとうございます。

公共跡地の関係もこれからいろいろと増えてくると思います。なんとか利用をするように役場のほうで考えてもらいたいと思います。予算のこともいろいろ聞きましたが、予算のこともいろいろ理解したいと思いますのでよろしく願います。

続いて、再質問を一括で質問しますので、お願いします。

1、設楽町には災害に強い防災機能を完備した公園がありません。現在、公共の跡地が無数ある中で、住民の安心、安全な候補地を模索し、災害時の必要な器具、簡易トイレ、簡易風呂、非常品等を備えた施設があれば、住民の心配も解消できると思います。また、災害時ではないときは、子供からお年寄りが気軽に遊べる公園にするなど、4地区で各1か所の防災公園の候補地の選定をすべきと思いますが、町の判断基準を伺いたい。

2つ目、やすらぎの里のリフォームであります。改修が大規模すぎて2億円も使うような解体をして、新築のグループホームの計画はなかったのか。その大規模改修の費用の見積もりがなされていると思うが、工事概要だけでは説明が理解できません。具体的な金額が分れば、改修の①～⑱の表示価格の詳細を教示してもらいたいですが、いかがですか。また、改修に1年も要するなら、入居者の一時帰宅など考慮し、1日でも早く改修など、その見解を伺いたい。

3つ目、老人介護施設は、要支援1～2、介護1～5に該当する高齢者などが設楽町に所在する4か所の福祉施設に入居していますが、どこも満室模様であり、隣接の新城、豊川、東栄、豊根に入居しているのが実情です。町外に入居している数名の方に会い、話を聞きました。「満員で入れない。できるなら町内にいたい」など苦痛を聞いています。それなら、津具地区に、元下津具小学校の跡地が

あり、今のところ有効利用目的もないことから、津具地区しかない、老人福祉施設を提案したいと思います。同所は、日当たりも良く、暖かく、広大な平地でもあることから適していると思います。

町長は、就任来、住民との対話活動をキャッチフレーズにしている町長ですので、どうか津具地区、いや、設楽の住民の声を聞きいれてくださいますよう、町長の判断基準を伺いたい。

以上。

総務課長 それでは、今泉議員のおっしゃる「4地区で各1か所の防災公園の選定をすべきだが町の判断基準はどうか」という点にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、各地区には指定避難所として田口特産物振興センター、田峯農村環境改善センター、名倉小学校、つぐグリーンプラザを中心的な避難所として指定しております。

災害が起きた場合には、避難生活に必要な器具、簡易トイレ、非常食などの備品も搬入されますので、まずは、これらの避難所に避難していただくことを優先していただければと考えております。

また、町内には、学校跡地等の公共跡地が各地区にありますので、防災公園とするかどうかは置いておきまして、維持管理費等も、これは重要な点になってきますので、そういったことも考慮をしながら、災害時に状況に応じて活用できるような状態にしておくということが必要と考えているところであります。

防災公園については、以上になります。お願いします。

町民課長 それでは、グループホームの計画はなかったのか、という御質問ですが。

まず、養護老人ホームには常に入所の方がいらっしゃいますので、同じ場所への建て替えの場合、今現在の28人の入所者の仮住まいの確保が必要になります。また、現在の場所とは違う場所に新築となった場合、用地の確保、土地の造成、建築費用など、いずれの方法を考えても、既存施設の改修を行うより費用がかかるのは間違いないと思っております。そのため、グループホームの計画ではなく、既存施設の改修とさせていただきますので、御理解ください。

改修の各項目の具体的な金額を教えてくださいとの御質問ですが、この大規模改修、4月に入札を控えておりますので、ここで金額を申し上げることはできませんので、御理解ください。

続いて、入居者の一時帰宅を考慮し、1日も早い改修をできないかとの御質問ですが、やすらぎの里は養護老人ホームで、入所者の方は、家族がいなかったり、家がなかったりと様々な理由で入所しています。また、遠くは横浜市が措置する方も入所していますので、工事のために一時帰宅は不可能な方が多くいらっしゃいます。また、先ほど説明したように、入居者の方に移動しながら工事を進めるしか方法がないということもありますので御理解ください。

最後に、老人介護施設が満室で入れないから津具の小学校跡地に福祉施設の建設を提案したい、ということで、町の判断基準は、ということですが。

まず、町内にある介護施設に少し前に入居状況を確認したことがありました。愛厚ホーム、設楽グループホーム、名倉グループホームに確認を行いました。3施設とも空室があるという状況でした。いろいろ話を聞きますと、日々、入所者が入れ替わりますので、常に空いているわけでもないと思いますが、もしかしたら議員が確認したときには満室だったのかもかもしれません。

津具地区に福祉施設を建設できないかとの御質問ですが。まず、施設を造る場合、東三河広域連合が策定する「介護保険事業計画」に掲載されていなければ建設することはできません。なおかつ、計画に掲載するには、北設楽郡のエリア内の需要調査に基づき、今ある既存施設では需要を満たすことができない、そういった判断されたときに計画に掲載されます。計画に掲載後は、広域連合が計画に基づき、施設を建設し運営していただける事業所の公募を行い、手を挙げたところが建設するといったような段取りが組まれます。

このように、広域連合が行う需要調査に基づいて計画的に建設されますので、津具の跡地に建設をということは、非常に難しいと理解しておりますので御理ください。

以上です。

5 今泉 ありがとうございます。難しいということでしたが、なんとかしてでも、津具のほうにいい土地がありますので、なんとかして建設を考えてもらいたいと思います。町長、御意見をお願いします。

町長 今泉議員の思いをしっかりと聞きさせていただきました。課長が説明したとおりでありまして、なかなか難しい状況であります。本当に多くの皆さんが、例えば、入れないとかという状況が生まれたときには、私のほうも一日も早く建設をしなきゃということで考えていくわけでありましてけれども、今のところお聞きをしていると、なんとなく足りているという状況ですので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

5 今泉 ありがとうございます。なんとかお願いしたいと思います。後がつかえておりますので、これで終わります。

議長 これですべて今泉吉人君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、25分まで、休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時24分

議長 次に7番金田文子君の質問を許します。

7 金田 7番、金田文子です。通告しました「予算編成方針と各種事業構成の食い違いはないか」について「令和5年度設楽町当初予算の概要」に基づいて質問いたします。一括方式でお願いいたします。

当初予算の概要の3ページから7ページの、課題及び財政中期見通し試算は、今後の財政運営の不安要因がよく分かります。よく分析がしてあり、格別留意しなければならないことが述べられています。中期見通しを受けて、8ページの、当初予算編成の基本的考え方の、第1「一般的事項」に記されている5項目はうなずけるものばかりです。令和4年度にも留意すべきとあったように記憶しています。

この基本的な考え方の実行ができたかどうか、まず、財政課長にお聞きします。

1項の、「財政のスリム化の必要性を全職員が認識すること。実現のために安易に前例踏襲しないことに加え、必要性や有益性、継続が妥当か否かを今一度検



証すること、事業等の性質について自助・共助・公助の視点も含めること」について実現できましたか。

次に、総合計画後期計画の担当課長に問います。

2項にある内容の、「目標指標の見直しをするとともに、その達成に向けた施策展開を進めること」に該当する事業などは何ですか。

次に、各課長さんに問います。

3項にある、全課共通課題「交流人口=人の流れ」の増加を追加したものはどんな事業ですか。

4項の「中止や延期を検討せざるを得なかった事業や制度変更」は何ですか。地区懇談会の要望実現を図ったものはありますか。

町長は、町の将来を見据えた財政のスリム化を認識し、令和6年度以降の実現のための方策の検証を心がけたと所信表明なさいました。将来の予測の難しい社会情勢であり、御苦勞をお察しします。

人口、人口構成は比較的推計可能なことであるから答弁の5項目目として改めて伺います。将来の——10年後、20年後の町の人口動態はどのようになりますか。図表等で明示をお願いしましたところ、折れ線グラフとか棒グラフで示していただきましてありがとうございました。

答弁を求める6項目目は、今後必至だと推測される、DX、GXの推進についてです。令和5年度予算で事業化はできていますか、確認します。社会の変化に対応していかなければ、町の将来、持続性は望めません。これらの推進は国策ですから、国・県の補助制度を活用されたいと考えますが、本予算ではどのようにしましたか。

7つ目は、よく使われる言葉の「協働」についてお聞きします。「協働」とはどのようなイメージなのでしょう。協働の対象は住民に限られているだけと考えてよいのですか。

質問は以上ですが、簡潔な答弁を求めます。事業の詳細は予算特別委員会でたゞしますから、ここでは事業名などにとどめ、事業の詳細説明はしないで再質問時間を残してくださるよう、お願いします。

1回目の質問をこれで終わります。

財政課長 それでは、御質問の回答をしたいと思えます。まず最初にお断りしておきますけれども、1番は私が回答します。2番と5番、7番目の質問は企画ダム対策課長から回答します。それから、3番と4番ですけれども、各課長にということなのですが、査定をやらせてもらっている関係上、私が一括してお答えさせていただきますので御理解いただきたいと思えます。

それでは、最初です。財政のスリム化については、行政職員として当然のことながら全職員が認識していますが、実行に際しては不完全と言わざるを得ません。今年度実施した地区懇談会でも、最初に財政の中期試算をお示しし、将来の予算規模や財政調整基金の推計について説明しております。また、課長会議等においても将来を見据えた財政運営を意識するよう町長から常々指示されていますので、予算編成に際しては、想定する事業等について令和5年度に、又は5年度から実施しなければならないもの、6年度以降の実施でもよいものの選別、また、現状のまま継続することが妥当か否か、廃止含め統廃合ができないかなどを検討しました。更に、現在行っている事業や行事、今後計画されている事業等、町民

の皆さんが自分達で少し工夫や努力することで対応可能なもの、公平・公正性や制度面から公費で行うことが妥当と考えられるものの仕分けについても意識しています。こうした検討や調整を経て、予算案を作成しましたが、事業廃止や制度変更に際しては、町民の皆さんや関係者等の理解を得ることが大前提ということもあり、なかなか思い切ったスリム化は行えず、基本的な考え方について満足のできるレベルでの実行は、正直できていません。一部で実行できたもの、少しでも前進したものが大部分を占めているが現状だと思いますが、このままでよいとは考えておりませんので、令和6年度以降の予算編成に際しては、こうしたことの実現に向けて更に努力して行きたいと考えております。

3番目、「交流人口=人の流れ」うんぬんということなのですけれども。

近年、交流人口、これは定住人口に対する概念で、設楽町を訪れてくれる人の総称のことです。今後も交流人口の拡大を図っていく必要は論を待たないところです。この交流人口には人の流れが発生しますが、受け身、言い換えると待ちの姿勢のイメージを感じますので、人の流れが発生するところに——町長が常々申しておりますけれども、新しいチャンスがあると捉えて、例えばWRC、オリエンテーリングフェスタ、したらワークスの事業、道の駅でのイベントなどを進める中で、また、今後増加が見込まれるダム工事関係者も含め、リピーターを増やすことはもちろん、町の振興につながるチャンスを見逃さないという、攻めの姿勢・意識を持つということで、何か特に新しい施策や事業を追加していくという意味ではないことを御理解願います。

4番目、「中止や延期を検討せざるを得なかった事業や制度変更」ということで。

中止というか、実際は廃止をしたものなのですけれども、金婚式、道の駅したらの交通誘導員、整理員業務委託が中止ということでした。

それから、延期、これは事業費を圧縮したという意味も含まれておりますけれども、職員のパソコン更新が単年度から2か年度になりました。それから、带状疱疹予防接種事業、対象人数を半減しました。保健センター及びつぐぐグリーンプラザ施設設備改修事業、保健センターは本当は大規模な事業が必要なのですけれども、風除室の整備だけと。プラザも必要最低限修繕と。それから、農道整備の融雪剤購入費用、重機借上費用も圧縮しました。それから、道路維持も圧縮しました。設楽中学校校長室、職員室のLED化事業、設楽中学校の特別教室空調設備事業も6年度以降に見送りました。その他、各施設の一般修繕や消耗品費の圧縮を行っております。

最後、制度変更をしたものというか、せざるを得なかったというものではありませんけれども、必要に応じて統廃合を進めたものです。

空き家流通促進事業は、住宅リフォーム補助金に統合。起業チャレンジ支援補助金は、商工業活性化補助金に統合。自主防災会資機材購入事業は、自主防災会事業補助金の中に含めました。

それから、地区懇談会での要望ということなのですけれども、私記憶がある限りだと、河川浚せつを1箇所追加しております。それから、道路維持に関しては、維持費のほうを先ほど圧縮したと言いましたけれども、令和4年度より倍増しておりますので、その点では対応できたかなと思っております。

続いて6番目です。DX、GXの事業化です。

D Xにつきましては、個々に事業化というか、全体の流れの中で全国の市町村で実施される住民基本台帳や地方税などの 20 業務のシステム標準化事業を国のスケジュール等を踏まえて実施していくことにしております。それから、町単独事業としては、令和 4 年度予算で白地図のデジタル化を行いましたけれども、6 年度以降にデジタル化した白地図のオープンデータ化を進め幅広い活用を目指すこととしております。

そのほか、5 年度予算では、歳出予算ではロゴフォーム導入事業、道路台帳や河川台帳のデジタル化、学校の I C T 活用支援等、歳入では諸収入の助成金で地方公共団体情報システム機構補助金を計上しております。

G X、グリーン化については、脱炭素化の推進のために公共施設の省エネルギー化、これが一番わかりやすいものだと思います、施設の照明の L E D を進めたいと思います。既に一部の学校施設では実施済みです。令和 5 年度も先ほど言いましたように要望がありましたけれども、財源の面や緊急性等を鑑み予算計上を見送りました。

また、この事業の財源としては、地方債に脱炭素化推進事業債が創設されたので、令和 6 年度以降、この財源を活用しつつ公共施設の L E D 化を計画的に進めていきたいと考えております。

なお、D X や G X 事業の財源として、国や県の補助をできる限り活用することを基本としておりますけれども、町の実施したい事業が補助メニューに当てはまるか否かがポイントとなりますので、そうした点を踏まえて対応していきたいと思っております。

令和 5 年度につきましては、先ほど言いましたように、歳入のほうで補助金を計上しているというところであります。

私からは、以上です。

企画ダム対策課長 私のほうから、先ほど財政課長が申したとおり、2 番、5 番、7 番について、説明をさせていただきます。

2 の、「目標指標の見直しをしたものは何か。その達成に向けた施策展開を進めることとした事業等は何か」についてお答えいたします。

新規に目標設定をした項目について、事業内容を説明いたします。

目標指標を見直したものは、分野別で 5 つあります。

1 つ目は、「みんなが主役の全員協働のまちづくり」の分野から、「4 地域で地域計画策定や空家バンクを利用して移住した子育て世帯数」という指標から、「まちづくりに関わりたいと思う人の割合」や「この町に住み続けたい人の割合」に指標に変更しています。この指標を達成するために、チャレンジに寛容な風土をつくり、スタートアップ支援を行ってまいります。

2 つ目は、「森と水が生きる環境共生のまちづくり」の分野から、「ごみの排出量に資源ゴミの排出量」という指標が加わりました。この指標を達成するために、資源ゴミの分別の普及につとめ、特に予算計上はありませんが、北設広域事務組合と一緒に住民へ周知を行い、環境意識を高めてまいります。

3 つ目は、「安心安全な暮らしやすいまちづくり」の分野から、「耐震性防火水槽の設置数」と「住宅耐震改修工事件数」という指標を、「防災アプリの加入促進」と「基本消防団員数の確保」という指標に変更しております。引き続き防災対策に取り組み、住民の防災意識、有事の際の体制を整えてまいります。

4つ目は、「支え合いと助け合いによる安心福祉のまちづくり」の分野から、「障害者雇用可能事業者数」を「福祉施設等からの一般就労に移行した障害者数」へ変更しております。この指標を達成するために、障害者の就労支援施策を関係機関と連携して、障害者の自立を支援していきます。

5つ目は、「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」の分野から、「生涯学習講座、芸術文化鑑賞会、町民文化祭の年間参加者数」という指標が加わりました。この指標を達成するために、生涯学習講座やスポーツによる健康づくり事業など、子どもから大人まで幅広い年代で参加できる活動機会を創出するとともに、各種社会教育活動が活性化するよう育成、支援してまいります。

続きまして、5、「将来の——10年後、20年後の町の人口動態はどのように(図表等で明示希望)。社会の変化に対応していかなければ、町の将来、持続性は望めないのでは」について、お答えします。

人口動態ごとの推計値については現在取りまとめていませんので、図表等で明示希望とありましたが、この人口動態について出せる細かな資料がありません。少し意図と違う資料になりましたけれども、人口ビジョンの推計値を2020年の国勢調査を用いて新たに算出し、グラフにした図表を総合計画に載せており、当該ページの資料として、本日お配りしております。これにつきましては、A3横長のものがあります。

左側が、図表3-2 総人口の将来推計(中間)のグラフ、右側が、グラフの主な年の推計値等を記載しております。左側につきましては、総合計画19ページに載せておりますので、また配布したいと思っております。

グラフの見方ですけれども、左側の図表3-2を御覧ください。実線、赤色と青色がありますが、これは当初の人口ビジョンでの推移の表でございます。赤色と青色の点線がありますが、これが今回新しく推計したグラフであります。左側のグラフだけでは数字が分かりにくいいため、主な時点での数字を取りまとめたのが右側の図表3-2、「主な年の推計値」となっております。上段が人口ビジョンの10世帯の移住があった場合の数値、下段、「新たな推計値」というのが、国勢調査の最新の2020年を用いた数値となっております。下の表になりますけれども、こちらのほうは、移住世帯がなかった場合の数値として計上しております。

図表3-2の「主な年の推計値」の表の一番最後、の4行目、「新たな推計値、2015(国勢)、毎年10世帯中間地」と、土地の「地」が書いてありますけれども、「値」という字に変えていただきたいと思います。すみません、訂正させていただきます。ここでは、数値について説明は説明はいたしません、人口減少は確実に進んでおります。

企画ダム対策課では、移住定住対策には人口動態——出生、死亡、転入、転出について把握し、傾向を知ることが重要であると認識しております。現在、令和3年度までの人口動態の住民基本台帳データを整理しており、令和5年度では、転入の理由、転出の理由についても把握してまいりたいと思っております。

次に、7「協働の対象が住民に限られているだけでよいのか問う」ということとでございます。協働の対象は住民に限定してはしておりません。全協での総合計画の説明で、そのように読み取れたなら大変申し訳ございませんでした。

イメージとしては、行政、住民、ここで言う住民というのは、住民、事業所、

地域組織等の立場にかかわらず、あらゆる人が町づくりに関わっていただけるようにイメージをしております。

説明は、以上です。

7 金田(文) 丁寧な御説明ありがとうございました。努力していただいていることは、レクチャーを受けに行ったりしていますのでよく分かっていますが、なかなか実際スリム化というのは難しいことだということが、お話からよく分かりました。

具体的なことで再質問させていただきます。現場調査などの結果から分かったことで再質問させていただきます。質問項目の中に具体的に書いていないですが、それぞれの担当の課長さんで答えをよろしくお願ひいたします。

まず、DXのことについて。デジタルトランスフォーメーション、デジタルによる改革についてです。

中山間地においては、ネット環境を整えば、都市部に劣ることのない営みができることがたくさんあります。ですので、私は一番大事なインフラ整備だと思っています。

例えば、eラーニングです。GIGAスクール構想で児童生徒1台のタブレットが使えるようになりました。学校へのヒアリングによって分かったことですが、学校現場ではタブレットの効果的活用を模索し、子どもの学びの向上に資するよう研究しておられます。しかし、導入の過渡期であるために、学校により、家庭環境により格差があるのが現状です。また、教員は転勤した場合でも学校格差の悪影響が出ないように町村の枠を超えて教師が共有できるスキルアップを希望しておられることが分かりました。今、学校で学んでいる子どもたちが社会に出るときには、更にデジタル活用が進んでおり、社会生活に欠かせないスキルとなっていると予想されます。子どもたちが社会に出て面食らうことがないように、ネット環境のより一層の改善について、町当局の今後の方針を伺いたいと思います。

2つ目、GXですが、直接CO2削減で、ちょっと距離があるかもしれませんが、GXに関連したことで伺います。

3月1日付で、設楽町建築物等における木材利用の推進に関する方針が発出されました。ホームページ上に発出されています。

木材利用の促進は、町内の産業振興につながると共に、木材に関わる人材輩出の必要が想定されます。県内唯一の林業科課程、自然探求課程を持つ、地元県立田口高校の特徴を生かせる時代が来ています。しかし、少子社会となった現在は、生徒数確保が難しくなっています。この春は卒業生と同数程度の入学生が確保できた模様ですが、今後も児童数減少傾向にあることから、早急に手を打って子育て環境としても重要な高校存続に力を入れたいと考えています。

林業アカデミーの構想があることは承知していますが、実現までにはだいぶ時間がかかりそうです。お金も時間もかかりそうです。そこで、私が以前から提案している県外の児童生徒を受け入れる国内留学受入れを再び提案します。以前提案したときには少数だった県外からも募集する高校は、ここ数年の間に100校近くに増えました。国内留学の資料を取り寄せ、入学説明会に参加してみたところ、参画する国内留学のハードルはさほど高くないことが分かりました。たまたま近隣の——お隣の市ですが、近隣の児童が自分で調べて四国に国内留学していることも保護者のお話から知りました。

ちょうど田口高校では地域住民を交えた協議会を設置していると聞きます。ぜひ町からもアプローチをして広く県外から生徒募集をする方法にされたいと考えます。設楽町の交流人口増加の手立てともなります。国内留学の制度を活用することについて、町当局はどうお考えでしょうか。

3つ目、財政の着実なスリム化の必要性を全職員が認識しているとは思いますが、なかなか完全には実現できていないという御答弁でした。しかしながら、スリム化という漠然とした言葉では、到底達成されません。具体的に職員の皆さんお一人お一人が全員で共有する目標は、例えば、この当初予算の概要ですと、どこに示されていますか。ちょっと分かりませんでした。想像すると、最終達成目標は5ページの中期見通し試算の値なのですかね。ここのところを教えてください。

そうすると、これはダム完成の令和8年を見越した案になっているので、ダム完成見通しが延びたから、まだしばらくは今までどおりで大丈夫というような正常性バイアスに陥る危険性があります。正常性バイアスは、災害などの危機管理のときによく使われる言葉ですが、危機が予想される状況下にあっても、それを日常生活の延長上の出来事として捉えてしまい、都合の悪い情報を無視したり、前例がない、自分は大丈夫、今回は大丈夫、まだ大丈夫などと過小評価をして対応が遅れることです。

今、予算説明書に表れている各事業は、多分ビジネスで言えばKPI——キー・パフォーマンス・インディケーター、中間目標みたいなことだと思います。職員の皆さんとお話していたりヒアリングしていると、それぞれの受け持った事業は一生懸命頑張っているのですが、それをやってその先に何があるかという重要な目標達成指標とも訳されるKGI、これが曖昧だなと思います。ですので、今それぞれの事業を予算説明書で質問させていただくのですが、その先に何があるのか、達成の目標がどんなことなのかというのをもう一度洗っていただきたいと思うのですが、この辺の町当局の御認識はいかがでしょうか。

概要の4ページの「試算の概要」の表の年間収支の欄には、「歳出が歳入を上回る収支不足が見込まれるために財政調整基金等で調整するが、こうした状況が続けると将来的に基金は枯渇する可能性が高い」とショッキングなことが書かれています。でもこれは本当のことだと思います。更に右側の5ページの収支欄を見ると、令和12年度には基金残高がマイナスになっています。間近に迫っていますが大丈夫ですか。

本気で具体的な指標を持つことによって、職員のお一人お一人は目標を理解して、進むべき方向へ向けて事業に取り組めるようになると思います。それぞれの事業の目標は、さっきも言いましたように、KPI、中間目標です。多くの職員の皆さんが気づいているのは、例えば各課の調整、いわゆる横串を刺した状態に至っていないということです。これは職員の複数の方からもそのところ不十分だよね、という話を聞いています。

最終目標がないまま、いくら協議をしたところで時間の浪費になってしまいます。ですから、重要な到達目標が設定できるように、今一度行財政改革の特別チームといいますか、大きな町では行財政改革課みたいなものを作っているんですけど、うちの場合は人数的に無理はあるかもしれませんが、ぜひ、行財政改革の特別チームを作って作業を早速開始をしてはどうですかと思っています。

それでは、最後に人口動態のことについてですが、減るといふことの表はいただきました。ですが、統計の担当の人、企画ダム対策課にもいますし、それから町民課の戸籍のほうの人も持っていると思いますが、5才ごとの人口の分布が男女別、年齢別で出ていて、彼女、彼らは持っていますので、そこを見ればすぐ生産年齢人口が10年後どうなるか、子どもを生めるような出産の適齢期のような人口、女性や男性も含めてですが、そういう人口がどれくらいあるかというのはすぐに見られると思いますので、もう一度そういったものもきちんと見ていただいて、想像通り、大きく変化、減少していきますよね。ですから、これまでどおりというのとは不可能です。今ここで事業をスクラップせざるを得ないことを先ほど話していただきましたが、町民の皆さんにも、ぜひ、見えるようにしていただいて、見える化して説明をしていただいて、それこそ協同でスリムにしていくという方向でやっていきましょうよということをご提案したいと思っております。

国や県、他市町の後追いではなくて、我が町として対応すべきことを町民と情報共有することについて、スリム化ということはやむを得ないことだということをご情報共有することはとても大切なことだと思っております。そうでなければ、分からないままにしていると、町民はただのクレイマーになってしまいますので。ぜひ、この点を御考慮いただきたいと思っておりますが、町当局はどのようにお考えでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。お願いします。

町長 方針でありますので、担当課では返事がしにくいと思っておりますので私のほうからお答えさせていただきます。

まず、ネット環境でありますけれども、喫緊の課題だと認識をしておりますし、取組を進めているところであります。

北設楽郡3町村で国にも県にも陳情にも行っております。ユニバーサルサービスということで、国、県になんとかしていただきたいという思いをもっておりますけれども、待っているわけにはいきませんので、最終日に御説明をさせていただきますけれども、将来に向けてまだ方針を決めたわけではございませんが、民営の方にやっていただくということも視野に入れるなかで、ネット環境の改善ということを図っていきたいと思っております。

今試験的に少し調査をしておりますけれども、今の調査の段階ではネットスピードが上がっておりますので、それがどうなっていくかというのは、まだこれから今年度いっぱい調査をしますので、それを踏まえた上でネット環境の改善はやっていかなければいけないと思っておりますので、やっていく予定をしております。

次に、田口高校の話であります。

林業アカデミーを私、ずっと提案させていただいているところでありますけれども、林業アカデミーの形にこだわっているわけではなくて、田口高校の魅力化ということでもありますので、先日会議がありましたけれども、名古屋にあります、昔、私が名古屋の高校に行っていた頃は東山工業高校だったのでありますけれども、今は総合の工業の学校になっていきますね。で、専攻科といって、高校を卒業された方が2年通われる専門的な知識を学ばれる県立高校としてあるということでもあります。この一番近くだと、三谷水産と瀬戸の窯業の関係の高校が、そういう専攻科を持つ高校という調べがありましたので、先日アカデミーということだけで

はなくて、専攻科ということで県のほうにも検討をしていただきたいというお願いをしてきたところであります。

議員が言われるとおりの、この前の会議の中では、まず、県内から募集をしたいということでもあります。将来、県内、県外を問わず募集ができる状況というのは視野に入れているわけでありますけれども、一番肝心なのが、寮の問題であります。寮が、今月曜日から金曜日までで、金曜日には家に帰ってくださいと。次は月曜日の朝来てくださいということですので、この間もその話をさせていただくのですが、新城辺りのお子さんですと、月曜日の朝に来ることは可能なのですが、名古屋はもちろんですけれども、豊橋のお子さんが、月曜日の朝にここまで上がってくるというのは、かなり難しいと思っています。その中で、私どもが提案させていただいているのは、県として林業アカデミーなり、そういったことの御検討をして設置をしていただければ、寮の運営については町のほうで責任を持ってやっていくつもりがありますというのを御提案をさせていただいておりますので、これから、それについても協議を進めていきたい、要望をしていきたいと思っておりますし、この3月末までに、北設楽郡3町村の町村長さんそろって県のほうに、林業アカデミーの要望に上がることになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

財政のスリム化の話であります。私、ずっとその話をさせていただいているところであります。住民の皆さんにも説明をさせていただきましたし。なのですが、先ほど財政課長のほうから説明がありましたとおりの、なかなか一度にひっくり返すようなことができません。

今まで、まず課長会議はやるのですが、皆さんからいただいた議会答弁の調整を担当課だけでやっておりました。私が町長になったときに担当課の職員だけが来て説明をしたので、これではだめだということで全員課長さんを出席させるようにしました。議員の皆さんが御質問をすることでもありますので、町の大きな課題ということで、全員で認識をするようにということで、全部の課長さん呼んで答弁調整をするように今はしております。そういった中でですけれども、よその課の財政状況というか、予算状況というのはなかなか分からないという面もありますので。先日、課長会議でもその話をさせていただきましたけれども、来年度は、それぞれの課で補助事業だけでなく、全ての事業についてプレゼンをし合いなさい、どうしてこの事業が必要だというプレゼンをし合いなさいと。その中で、多くの意見の中で切るものは切りなさいと。

議員がおっしゃるとおり、私が今財政課からいただいている資料だと、10年後、20億くらいの予算が減るという認識が出ております。いっぺんに10億減らすことはできませんので。1年間に1億ずつ減らしなさいという指示をしておりますので。ただ、これをやるには、おっしゃるとおり住民の皆さんに説明をしたあとでないとできません。ですので、みんなで少し考える中で、出てきたものを住民の皆さんにしっかりと御説明した上で、少し時間はかかりますけれども、財政のスリム化に取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

7 金田(文) 大変真摯な、住民にとってありがたい御答弁を皆さんからいただきましたありがとうございます。来年度のプレゼンの様子を見たいなど。なんて素敵な職場になるのだらうと思ひますので、課長さんだけでなく、窓口にいる一人一人の職員の人たちが生き生きと、自分ががんばっていることによって、どういう目



標が達成できるのかということが明確に見えて、やりがいをじかに感じられる職場になるのではないかと思います。課長さん方、いろいろ大変だと思いますが、どうぞ若い人たちを育て、設楽町の将来を、あなた方が希望ですので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これでは、金田文子君の質問を終わります。

---

議長 次に1番原田純子君の質問を許します。

1 原田(純) 1番、原田純子です。議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして一括方式で質問をいたします。

令和4年6月の一般質問の中で、設楽町の産業についてのお尋ねをさせていただきましたが、それに対する御答弁の一部の引用を通して、漬物製造業のこれからについて、お伺いします。

当時、産業課長さんは次のように述べられています。

「3つの道の駅を中心に産業振興の場としてのイメージを定着させ、第一次産業では、農林業、畜産業水産業を営む町内生産者の出荷、第二次産業では、地元食材を使った加工品の製造、第三次産業では、地域製品の販売やレジャー施設の経営といった形で進めていき、同時にダム周辺整備を生かした体験型観光など大胆な施策を講じていくことが今後、必要だと考えています。しかし、課題も多くあり、生産者の高齢化や後継者不足により、生産体制が確保できなくなることも懸念されています。法改正などにより加工品の製造出荷のハードルが高くなることなど、道の駅があっても売るものがないといった事態に陥る恐れもないわけではありません」

ここに出てきた「法改正」とは、3年間の経過措置を伴って、令和3年6月1日から施行された「食品衛生法の改正」のことです。令和3年5月31日までは保健所に非許可の届出をすれば漬物の製造・出荷が認められていましたが、令和6年6月1日からの漬物の製造出荷許可を得るには保健所への申請・許可が必要となりました。令和6年6月1日以降は、食品衛生法改正に伴う出荷基準が変更されますが、個人がこの基準を満たすには余りにハードルが高く、道の駅などに出荷することが、かなり難しくなりました。

その基準とは次のとおりです。

家庭用のキッチンとは別に新たにキッチンを造らなければならない。住居での場合は壁とドアで仕切る。天井を張る。床と壁は水が浸みこまない素材を使用すること。シンク2槽が必要。野菜と調理器具のそれぞれの洗い場。シンク2槽とは別に手洗いの設備が必要。蛇口が自動式か長めのレバー式。冷蔵庫と作業台が必要。トイレと専用の手洗いが必要。製造所を造る前に図面を保健所に提出して許可を得る。HACCP——ハサップと呼ばれる食品衛生基準に基き、衛生管理・収穫から出荷までの工程を書き出す。自身の健康状態をチェックし、それを1年間記録する。許可を得るには食品衛生責任者が必要となる。

令和6年6月1日以降は、これらの条件を満たして初めて漬物の製造出荷が可能になるということです。食品に対する衛生管理基準が、より厳しいものになります。

食品衛生法が改正された令和3年6月1日から、直近の令和5年2月までの1年9か月の間に、漬物製造業の許可を取られたのは新城保健所によれば、設楽町内では2件だということです。ちなみに、食品衛生法が改正される前の登録者数は76件ありました。この数にはジャムや野菜の加工品の製造出荷者や廃止届を出さないままの方も含まれていますので、実際にはもう少し少ないと推測されます。

以前、産業課長さんの御答弁にありましたように、地元産品の商品がないというような事態は避けなければ、地元に着した道の駅の意味さえ分からなくなってしまいます。

名倉高原生産組合が運営するアグリステーションなぐらに新たに漬物製造所ができる予定である旨、3月初日の定例会でお聞きしたので、それは一つの希望になりました。

現在も、高齢化と生産者不足によって町内の漬物製造業者の出荷はかなりの減少傾向にあります。令和6年6月1日からは、設楽町産の漬物の製造・出荷はさらに減少し、町内の販売店に町外の漬物が多く並ぶことも予想されます。漬物は地域に根ざした伝統食でもあります。

1、アグリステーションなぐらにできる予定の漬物製造所の規模を御教示ください。

2、産業振興や観光産業に照らして、この事態をどのように克服されるのでしょうか。町としての見解と対策とビジョンをお聞かせください。

次の質問に移ります。

昨年秋に行われた24か所の地区懇談会において、地区の皆様からたくさんの御意見、御要望をいただきましたが、それらを基に、方針が決められたり、事業に移されていたり、令和5年度の予算に組み込まれていたり、却下せざるを得なかったりと、各担当課で知恵を絞られているのだと推察します。

そのように、行政の努力が私には感じられて、頼もしく、ちょっとうれしく感じているところです。その課程を、広く町民の皆様に分かりやすくお伝えすることで、キャッチボールのように双方向のコミュニケーションができれば素敵だなと思います。

そこで想起されるのが、12月の一般質問の中で土屋町長が御提案されていた各課横断的なつながり、(仮称)推進室の存在であろうと考えます。

1、地区懇談会で町民の皆様からいただいた御意見、御要望に対して、「こんな御意見から、このような考えが浮かんできたよ。参考にするね」とか、「なかなか御要望にお応えできていないこともあるけど、限られた予算の中では優先順位があるんだ。ごめんね」とか、「この御要望はこんな理由でできないんだよ」などなど、伝えたい大事なことを、平易で親しみやすい言葉で、とましーなちゃんが話したら、行政的な表現よりも伝わりやすく、地区懇談会後の進捗状況やお伝えしたいことを「広報したら」に掲載したら、いかがでしょうか。シリーズ構成にも適していると考えますが、どのようにお考えになりますか。

2、(仮称)推進室の会議は既に開かれていますか。開かれているならば、議題は何でしたか。まだであるとすれば、どんな状況下で会議を開くことになりますか。あるいは開催時期をあらかじめ定めていらっしゃいますか。

以上で、終わります。

産業課長 まず、「漬物製造業の今後について」ということで、お答えいたします。

1、アグリステーションなぐらで予定されている漬物製造所の規模についてですが、町へ相談があった段階、令和4年12月時点では、約26平米程度の規模と聞いております。内容といたしましては、漬物加工に必要な設備及び機材等を一式導入するということで補助を受けております。

このような設備等を導入する場合は、補助金の要件を満たせば活用等は可能となっておりますので、今後こういった漬物製造業を行っていくうえで活用をしていただければと思います。

アグリステーションにつきましては、新城保健所と何回か協議し、食品衛生法の新基準に合わせた施設を今後構築し、漬物製造業を行っていく予定と聞いております。

次に、2「産業振興や観光振興に照らして、この事態をどのように克服されるのでしょうか。町としての見解と対策とビジョンをお聞かせください。」といった質問ですが、設楽町だけでなく、高齢化による農業者の減少や法令等の厳正化に伴い、山間地における食品の製造加工は困難な状況となっております。

現在、高齢化による農業者の後継者不足を解消するため、新規就農者の確保を第一優先と考えており、その中でも、若年層の就農者の確保をし、若者を中心とした産地の維持、又は、その拡大を図り、道の駅へ出荷する農産物の確保を目指しております。

漬物製造業については、新たに許可申請が必要な業種となっており、近年では、発酵工程のない浅漬けによる食中毒の発生や健康志向による塩分濃度の低い製品が増加することにより、食中毒のリスクが高まっているそうです。

設楽町全域ではございませんが、聞き取り調査した結果として、町内で生産し、出荷販売している漬物は、道の駅したらの清嶺市場で約10件、アグリステーションなぐらで約10件、田峯特産物直売所で約5件、津具グリーンパークで0件と報告を受けており、いずれも、産直出荷者全体の1割ぐらいということで聞いております。

法改正後の動向といたしましては、自ら製造場を構築し続ける方や、事業所として漬物加工施設を改築し、続けていく名倉高原生産組合を始め、清嶺市場を運営している株式会社つぐやさん、あと、田峯特産物直売所を運営している田峯特産物販売組合も、法改正後の新基準に適合した漬物製造所を構築し、自社製の漬物を製造していくと聞いております。

個人で製造されている方は、減少傾向であると考えますが、各道の駅を運営している事業所の考えは、「漬物という商品の価値は必要である」と考えていただいているようで、売るものが無くなるといった事態は避けられるのではないかと考えております。

法改正により、漬物製造業で許可が必要となり、ハードルが高くなったと感じられたかもしれませんが、食品衛生の観点からみていただければ、必要な条件が見直されたと考えていただき、まず、新城保健所へ相談してから、続けていくか否かを判断されてはどうかと考えます。

法改正後の条件を新城保健所へ聞いたところ、従来、製造していた家庭の台所ではなく、漬物製造専用の部屋を設け、手洗い用、原材料用、器具用のシンクをそれぞれ配置することや、マイナス10度以下の冷蔵庫の設置や、原材料・たれ・

商品がそれぞれ分離した棚が配置できることが満たされれば製造が可能じゃないかということです。

また、事業の開業にあたっては、食品衛生責任者養成講習会への参加とその受講料、食品衛生営業許可申請とその手数料が必要となります。詳しくは、新城保健所の環境・食品安全課にお問い合わせいただければと考えております。

最後に、町の支援といたしましては、商工業活性化補助金等を来年度から設置しておりますので、これを御活用していただければと考えております。

以上です。

総務課長 それでは、総務課から、「地区懇談会後の広報について」ということで、お答えさせていただきます。

地区懇談会での意見につきましては、全町的な意見もありますし、地域的な意見も多くあります。広報誌に掲載するのに適した問題もあれば、そうでない問題もございます。掲載する話題の選別も必要になりますけれども、全町的な話題につきましては、広報誌等でお知らせしていくことも検討していきたいと考えております。

1点申し上げますが、本年度に開催した懇談会で出た話題、特に問題点につきましては、事実関係を確認いたしまして、後日になりましたが関係者の方に説明するよう努めてまいりました。今後もこのような対応は継続していく予定としております。

以上、よろしく申し上げます。

教育長 議員御質問の、推進室のコーディネーター役となっております私のほうからお答えいたします。

推進室の会議ははまだ開いていませんが、例えば、きららの森整備など、関係する産業課や企画課で連携し、検討を進めている事業は一部あります。

各課横断的な庁内組織——プロジェクトを設置し、新たなまちづくりを検討する会議を開くにあたっては、職員の意識改革をまずもって進めることが肝要と考えております。なぜなら、ただ単に会議を開き、事を進めることはすぐにでもできますが、近い将来に必ず向き合うことになる財政危機や、既に向き合っている人口減少問題などに対する行政としての責任、意識を職員皆が共有した上で、会議を進めていくべきと考えるからであります。

昨年、町長が町内全区の皆さんに財政の見通しを踏まえたうえで、「みんなが主役の全員協働のまちづくり」が、新たなまちづくりの一丁目一番地であるということをお伝えしました。新たなまちづくりは、今までの役場のやり方では、今もこれからも到底通用しないということは、結果として十分立証されております。なので、まずは、職員の意識改革を図った上で、町民の皆さんと共に町づくりを推進していくべきと考えます。

とはいうものの、それまでの間、立ち止まったり、迷ったりする時間が長くなることは決して許されませんので、新年度、各課体制が新たになった時点で、職員の意識改革と並行しながら、既に大まかに構想している案を基に、関係各課横断による任意の推進組織等を編成し、交流人口増加、経済の活性化、移住定住推進について、最初の取組として検討してまいります。

以上です。

1 原田(純) もう既に、漬物製造業については、清嶺市場であったり、田峯であった

りというところで、製造所を構築されていくという方向で動いていらっしゃるということでもいいですか。

産業課長 聞いております、というお答えにさせていただきたいと思います。

1 原田(純) 名倉高原生産組合の規模が、どのくらいのものか、どれくらいの量ができるのかというのが私ちょっと分からないのですけれども、当面そこで、設楽町の道の駅に並んだらいいなと思います。

それと、あとは、新規就農者の確保に力を入れるとおっしゃっていただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、私はこういう場に来て本当に日が浅いのでよく分かっていないことがたくさんあるのですが、ただ、本当に設楽町の中がすごく動き始めたなという、すごくうれしい感触を、短い期間ですけれども抱いております。これからもどうか、よろしく願いします。ありがとうございました。

議長 これで、原田純子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(発言する者あり)

議長 それでは、本日9人おりますので、続けてもう一人一般質問に入りたいと思います。

---

議長 6番、金田敏行君の質問を許します。

6 金田(敏) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告にしたがい、大きく申し上げて、先の所信表明の中から「安全で暮らしやすいまちづくり」から2点ほど質問させていただきます。

私の質問は一括方式でお願いいたします。

まず最初に、「防犯灯設置要綱の見直しについて」をお聞きします。

各報道機関で発表されているとおり、近年、老人世帯を始めとする凶悪事件が多く発生し、大きな社会問題になっていることは、皆様方も御承知のことと思います。そのような事件と同様に、将来の日本を担う子どもたちにも犯罪の手が差し迫っているのも事実であります。そのような小中学校児童生徒の通学路の安全確保や地域の防犯のために、町内各地各所には防犯灯が設置され、特に夜間の犯罪防止・予防に大いに役立っていることは、執行部のみならず町民の方も承知のことと思われまます。

そこで、設楽町の「防犯灯設置要綱」は、平成17年10月の設楽町合併時に作成されて今日に至っておりますが、約この間18年の月日が経過しているにもかかわらず、津具地区の一部で調整と仕分が行われたほかは、見直しは一切されておりません。この要綱の第3条に、「防犯灯の設置に要する経費は設楽町が負担し、用地および維持管理に要する経費は各行政区が負担する」とはっきり明記されております。

各行政区が負担する経費の中には、電気代や電球の玉切れ等の修繕、あるいは台風等の自然災害におけるトラブル補修費など、行政区が負担する金額も年々高額になっています。特に、最近の電気料の高騰は防犯灯を維持している行政区として大きな問題となっていることは町側も承知していることと思います。

要綱ができたころの平成17年当時の防犯灯の発光は蛍光灯が主体であったと

思います。近年はLED発光の防犯灯が主体となっていますが、現行の防犯灯の多くはまだまだ蛍光灯が多く残っております。蛍光灯はLEDよりも電気料が約3倍近く高額なため、先ほど申し上げたとおり電気料の高騰もあり、行政区としては蛍光灯からLEDへの交換を速やかに行いたいと思っておりますが、その交換費用負担が大きな問題となっております。

そこで、今後の防犯灯設置要綱の中の新規設置のみならず、維持管理費の中で現行の蛍光灯からLED電灯に交換する費用も町側で負担していただけるよう、要綱の見直しをしていただきたく思います。町のお考えをお聞きします。

次に、その2として、「防犯カメラ設置への補助について」をお聞きします。

先ほども申し上げましたが、近年各種報道機関で御承知のことですが、老人世帯を始めとする暴行殺人事件や暴行盗難事件など、我が耳や目を疑いたくなるほどの悲惨な事件が全国各地で多発していることが大きな社会問題となっております。報道では、このような事件は事前に犯行現場を下見して計画的に犯行に及んでいることが多いようです。このように事前の行動や事後の犯人の逃走経路などは市街地や各住宅に設置してある防犯カメラに記録されていることが多く、犯人逮捕の一役を担っているだけでなく犯罪の予防効果にも大きな効果があることも周知されています。

この防犯カメラは、最近では各家庭でも防犯意識の向上で、多くの方が設置するようになってきてその数が急増していると聞きます。幸いにも、ここ設楽町内では強盗殺人事件までの悲惨な事件は発生しておりませんが、「明日は我が身」とよく言われます。また、「備えあって憂いなし」とも言われておりますが、設楽町内の防犯カメラの台数はまだまだ十分とは言えません。土屋町長が先の所信表明でも申されたとおり、「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」のためにも、防犯カメラの増設はなくてはならないことだと思っております。

設楽町内でも、数年前に設楽町商工会などの協力を得て防犯カメラの設置を幹線道路を主体に進めた経緯があることは私も知っておりますが、先ほども申しましたとおり、その数は十分とは言えず、特に市街地から離れた所ではほとんど見られないのが現状ではないでしょうか。カメラの増設を願うわけですが、この防犯カメラは安価なものから高価なものまでいろいろありますが、やはり安価なものは視界が狭かったり、あるいは暗闇の中での映像に一抹の不安があるわけでありまして、高額負担を余儀なくされているのが現状であります。

そこで質問ですが、この防犯カメラの設置に補助金を支給し、増設を図り、「安心・安全で快適な暮らしやすいまちづくり」のためにも進めるべきだと思いますが、町のお考えをお聞きして1回目の質問とさせていただきます。

総務課長 それでは、総務課から、まず第1点目の「防犯灯設置要綱の見直しについて」お答えさせていただきます。

金田議員のおっしゃるとおり、最近の高齢者を狙った暴行窃盗事件の多発は、高齢者の多い当町では、もはや他人ごとではないと認識しております。また、子どもの安全確保も、同様、重要な課題と考えております。

また、町内の防犯灯は年数が経過しておりまして、古い蛍光灯が主体であります。最近の電気料金高騰により行政区等の負担が大変大きいと、問題になっていることは承知しております。またさらに、省エネルギーの観点からLEDへの交換が一般的に求められていることも承知しております。

こうしたことから、令和5年度、新年度からは、新設だけでなく古くて不具合が出てきている蛍光灯からLED電灯への更新についても、町負担で行うという方針としたいと思えます。それに向けまして要綱の見直しを、担当のほうで進めております。新年度になりましたら、区長会で説明をさせていただいて、新制度で運用していく計画でおります。ただし、問題点は、一気に難しい話でありますので、予算の範囲内で順次進めていくという計画でおります。

2点目の、「防犯カメラ設置への補助についてについて」お答えさせていただきます。

町内では、今年の1月ですけれども、三菱UFJ銀行からの寄付をもとに、北設楽郡防犯協会が田口コミュニティーセンターと田口特産物振興センターにそれぞれ防犯カメラを設置していただいたものがありますが、それを含めて、現在、町内に19か所——これは、町管理でありますけど、19か所防犯カメラが設置されております。

金田議員のおっしゃるとおり、近年治安が悪くなってきている状況下におきまして、防犯カメラの設置拡充は、犯罪防止、犯罪解決等にも大きな役割を果たしていると考えております。

現状では町に防犯カメラの設置補助はございません。しかし、愛知県では、新年度から防犯カメラ整備についての補助制度が新たにできる話を聞いています。この内容をしっかり確認したうえで、これをうまく活用できるように、今後、町の補助についても要綱等の制定について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

- 6 金田(敏) 今、総務課長のほうから、防犯灯の設置に関して令和5年度から見直しをしていただけると。予算の都合がありますから、いっぺんには無理だというのは当然のことだと思います。ですから、それは区長会でいろいろお話をさせていただいて、おそらく各区長からいろんな要望が出るとは思いますけれども、それに従っていただいて、できるだけ多くの防犯灯を補助していただけるようお願いいたします。といいますのは、各行政区で負担するようになって良くなっているのですが、田口地区の一部では、区ではなくて組で負担するということもあるんです。ですから、そういう所は電気代の高騰というのは大変なことであって、設置をLEDに替えるという費用も、とても組でやるのは無理だという要望が数々上がってきております。先日も町にお願いするようなことを言っていましたけれども、そういったこともありますので、また新年度はよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、町長、1点だけお願ひします。昨年9月に私同様の質問をさせていただきました。そのときの町長の答弁の中で、街路灯、または防犯灯ですけれども、公共性がある所の見直しをしていただいたと町長の答弁をいただきました。私、街路灯とか防犯灯は全て公共性があるものだと思っているのですけれども、そこら辺の、公共性のある所の見直しをしていただいたというのは、それ以外に何かあったのでしょうか。町長にお伺ひします。

- 町長 街路灯だとか防犯灯だとか、いろいろ呼び名があって解釈のしようが難しいのですけれども、住民の皆さん生活、子どもの見守りであったりとかで必要とするものについては公共性があるということで、合併した当時のシステムから見直しをした上で今の状況になっていると承知をしております。

6 金田(敏) そういう考えの公共性ということで理解しました。私が要望したことが、令和5年からやっていただけるという答弁をいただきましたので、このあとの質問が無くなっちゃったのが事実でありますけれども、このようにしていただけるように強く要望しまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、金田敏行君の一般質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後12時58分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に10番田中邦利君。

10 田中 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私は、一括方式で今回は質問しますので、よろしく願いいたします。

学校統合にあたりまして、この春から、中学校の制服が詰め襟、セーラー服から、男女ともブレザーに変わります。登下校の景色を想像しますと、なにか、学校そのものがきらめきや希望のようなものに包まれる感じがします。

制服の見直しに伴い、当然、服装規定も改訂されると思います。服装規定は校則の主要な内容であります。

学校の校則は、生徒の人権を保障し、社会通念上合理的であり、生活習慣の確立・社会的自立を目指すものでなければならないと思います。制服変更に伴って、この際、校則——生徒心得ともなっていると思うのですが、を、どういう内容になっているかあらためてチェックして、かつ、生徒の声を反映したものにする考えはないか、お尋ねをするものであります。

生徒の実態を見て校則を制定するのではなくて、学校の主人公である児童生徒の意見を聞き、そのうえで、教職員、保護者の参加も得て、学校長が校則を定めることが、本町・学校教育の魅力の一つになることは疑いの余地がありません。

次の質問ですが、学校給食無償化は、当議会でもたびたび質問で取り上げられてまいりました。しかし、町当局は、学校給食法第11条の「学校給食費に要する経費は保護者負担とする」を盾にとって無償化の要求をことごとく退けてまいりました。

しかし、町は今年度中途から国の新型コロナ臨時交付金を財源にして給食費を無料にしました。これを一時的なものに終わらせず、国に臨時交付金の制度延長を求めたり、あるいは独自に財源を確保して、来年度も無償化を続けるよう要求するものであります。学校給食の無償化をいち早く設楽町が継続することにしたということになれば、それもまた、本町学校教育の魅力の一つになることは間違いありません。

昨年9月に、文部科学省が物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況の全国調査結果によれば、実施もしくは実施予定、何らかの形で保護者負担の軽減に取り組んでいる自治体が83%にもなっていることが明らかになりました。その中で、地方創生臨時交付金を活用して実施したところが77%の自治体であります。



愛知県下では、小中学校給食費の完全無償化を実施しているのは豊根村。半額補助や一部補助、第3子以降の無償化など、何らかの助成を行っている自治体は19市町村——これ、去年の記録であります。さらに、当町のように、地方創生臨時交付金を活用して、期間限定ながら無償化に踏み切った自治体もあります。

県下で無料化に踏み切った、あるいは踏み切っている市町村は、これまでにどのくらいあったのか、お尋ねします。

憲法で義務教育は無償とされていることは皆さん御存じのとおりであります。町は、学校は給食法を盾にとって無償化の要求を拒んできましたが、この給食費無償化は国会でも取り上げられ、日本共産党の吉良よし子議員の質問に対して、学校給食法の解釈として「給食費の一部を補助することを禁止する意図はない」、こう言っているのです。「自治体の判断によって全額補助すること、これ自体も否定するものではない」と当時の文部科学大臣が答えています。さらに、昨年10月7日、これも共産党・小池晃議員に質問に対して、岸田首相が「保護者が負担する学校給食費を、自治体等が補助することを妨げるものではない」、こう述べたうえで、「無償化については、自治体において適切に判断すべきもの」と答弁しております。

学校給食法を盾にとって、給食費無償化ができない理由にはこれで使えないと思いますが、どうでしょうか。そもそも、そういう、国、政府の見解や解釈があったから昨年度の——期間限定でありましたけれども、給食費無償化ができたわけでもあります。

物価高騰が続き、保護者の家計を圧迫し、引き続き子育て世代の困窮状況は変わりません。給食費は義務教育にかかる費用の中でも結構重い負担になっております。来年度も無償化にする、復活する考えはないか、お尋ねするものであります。

財源的の見通しがたたず、すぐには無理な場合でも、段階的な実施が考えられます。多子世帯の子育ての経済的負担を軽減するために、第3子以降の小学校給食費を無償化にする方法もあります。どうでしょうか、お答えください。

政府は、子ども関連予算を倍増させていくと繰り返し述べています。前少子化相は9兆円の子供予算をGDP比3%の16兆円に引き上げる必要があると発言しました。給食無償化は0.5兆円程度で実現できるといいます。全国に無償化が広がる中、広がった中、すべての市町村が学校給食費の無償化を実施できるよう、国にそのための財政措置をとるよう歩調をそろえて求める考えはありませんか。

以上、質問します。

次に、「会計年度任用職員の処遇改善について」、質問をします。

総務省自らが、「公務の運営においては常勤職員を中心とするという原則を前提とすべき」と言いながら、人件費削減、定員管理計画を押し付け、急速に正規職員が減らされてきました。

その代わりに、置き換えが行われたのが、自治体の非正規職員。その劣悪な処遇を称して「ワーキングプア」と揶揄され、処遇改善が問題になっております。今度の法律改正で会計年度任用職員制度が始まったわけでもあります。

この制度は令和2年度から導入されましたが、会計年度任用職員数並びに設置状況は現在どのようになっているか、まず、お聞きします。

正規職員の補助的でない業務、すなわち専門性と持続性が求められる職種にま

で会計年度任用職員が用いられていないか、会計年度任用職員の適正配置についてはどのように考えるのかお尋ねします。

単独で主たる生計を維持し、年収 200 万円未満の会計年度任用職員は何割を占めているのでしょうか。制度導入によって、給料・手当・休暇制度など常勤職員との処遇の均衡を図るとされてきました。会計年度任用職員の賃金改善、勤勉手当の支給、並びに休暇制度はどうなっていますか。賃金格差や官製ワーキングプアの問題解決の点からも重要なのでお尋ねします。

正規職員と会計年度任用職員の業務はあまり区別はないように見えます。常時設置すべき職については常勤職員を充てるべきであり、一定の勤続年数に達すれば正職員に切り替えるべきではありませんか。お考えをお聞きます。

会計年度任用職員制度において、公募によらない任用の最終年度を迎えています。会計年度任用職員として雇用されている方には、多少でも不安があるのではないのでしょうか。当町では、3年目の公募による「雇止め」はあるのか。また、公募によらない「雇用の継続の制度」にする考えはないか、お聞きしまして1回目の質問といたします。

教育課長 それでは、教育委員会よりお答えします。

「制服変更と校則について」であります。

今回の学校統合を契機にしまして制服がリニューアルされることになるのは、既にお伝えしているとおりでありますけれども、これに合わせて規定の見直しも必要となります。

実は現在、設楽中学校・津具中学校では、ともに「校則」ではなくて「生徒心得」という名の取決めを運用しております。それぞれ、登下校や服装、持ち物、基本的な規律事項等がA4サイズの用紙1枚というボリュームで簡潔にまとめられています。

設楽中では、「生徒憲章」というものが玄関を入った所の廊下に大きく掲げられておりますけれども、これは生徒主体で考え、制定し、伝承されているものであります。また津具中の生徒心得については、生徒自身が考え制定されたものであります。

12月議会でも答弁させていただいておりますけれども、「生徒指導提要」というのが改訂されたというところでもあります。そこの中にもありますように、また田中議員もおっしゃられたように、校則の見直しに関しましては児童生徒の声をしっかり聞きつつ広く確認や議論を行いながら定めていくことが大切、とされています。

両中学校とも既に高い意識を持って取り組んでおられますけれども、今回の制服等の規定の見直しに際し、こうした姿勢で実践されているかどうか、あらためて各校と連携を取りながら検証を進めまして、教育の場としての魅力を高めていきたいと思っております。

次に、「学校給食費無償化について」であります。

まず、「県下で無償化に踏み切っている市町村はどれくらいあるか」という御質問に対してです。

完全無償化を実践しておりますのは、先ほど言われましたとおり豊根村のみですが、今年度、国の臨時交付金を活用して無償化に踏み切ったのは、県が5月時点で行った調査結果でありますけれども、その時点で28自治体あります。

また、ほかの 23 の自治体が検討中、1 自治体が未定という回答が出ております。

ちなみに、23 の自治体が検討中というわけのすけれども、ここの中でも具体的に 6 月からとか、9 月からとか、開始時期を明示されている自治体もいくつかあります。外への公表前とか、補正予算承認前という時点での調査回答という背景もあるかなと推察はしております。

次に、「学校給食法を盾にして給食費無償化ができない理由には使えないと思うがどうか」という御指摘に対してです。

言われますように、最近の国レベルの議論、意見の中で、学校給食法が公的補助を否定するものではない旨の発言があることは承知しております。そういう中で考え方を見直すべき大きな波が来ていることも実感しております。

次に、「来年度も無償化を続ける考えはないか」ということです。

これまで幾度かいただいております、この御質問に対しましては、町としては「給食費は家庭が負担すべきもので、無償化——町の全額補助は想定していませんが、今後のコロナの影響や国・県・近隣市町村等の動向も踏まえて検討していく」というような主旨で回答させていただいております。

一方、最近の全国的な動きとしましては、無償化に踏み切ることとした自治体の例もいくつか耳にしております。こうした時代の潮流も踏まえて、段階的な取組なども含め幅広く検討を進めてまいります。

また、終わりの見えない物価高騰に対しましては、やむなく給食費に反映せざるを得ないような場合には、その相当分を公費補填するなど、保護者負担を増やさないよう配慮したいと考えております。

最後に、「全国の市町村が学校給食費を無償化できるよう、国に財政措置を求める考えはないか」という御質問に対してです。

これまで無償化を実現している全国自治体リストを見ますと、比較的小規模な自治体が大半であることが分かります。移住定住促進を見据えた魅力化の向上に向けた取組として、子育て世帯には一定のアピールになります。一方で、最近では都市部など児童生徒数の多い自治体でも無償化の方針を示したという話題をよく耳にします。例えば、東京 23 区では複数の区が順次取組を予定しているとか、また近隣ですと、豊橋市が十数億というような予算をもって次年度から進めようと準備を進めておられるという話も聞いております。

物価高騰対策であったり、子育てしやすい教育環境が整っているといったイメージ向上策であったりと、背景は様々ではあると思っておりますけれども、無償化に舵を切る自治体とそうでない自治体、できる自治体とできない自治体があるということは、義務教育下でありながら住む場所によって児童生徒や保護者家庭の受ける恩恵に差が生じることにつながってしまいます。

学校給食という食育も含めて、均等に教育を受ける権利を保障するという観点からすれば、こうした差異が生じないようにするためには、自治体の体力や方針により決められるのではなく、国が一律の判断をし、対策を講じることが重要と考えます。

当方としましては、首長の集う場面で方向性を整理したり、事務レベルの広域協議会で意見を取りまとめる等によりまして、国に全国一律の考え方を整えるよう要望していきたいと思っております。

以上です。

総務課長 「会計任用職員の処遇改善について」ということで、総務課から答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の配置状況です。ここでは、給料を月額で支給している職員に絞って説明させていただきます。令和元年度、この時点では嘱託員のわけですが、人数は19名。2年度、会計年度任用職員として23名。3年度が28名。4年度が21名となっております。3年度が若干多くなっておりますけれども、これは主に地域おこし協力隊の増員、それから道の駅したらで清掃員を一時的に雇用したということで増員になっております。例年ですと、おおむね20名強というかたちで推移しています。

「補助的でない業務はしていないか」についてであります。

これまで地方公務員法第3条で規定する特別職で非常勤職員の嘱託員と同法第22条で規定する臨時職員がありまして、まちまちであった非正規職員を会計年度任用職員に統一したものでありまして、従前から雇用していた職について、引き続き任用しております。

任用にあたりましては、あくまで、職員の補助的業務を担う職として、業務内容と業務量を勘案いたしまして、また、所属部署内の職員配置状況を踏まえ、会計年度任用職員がふさわしいと判断した場合に配置をしております。

なお、つぐ診療所医師とダム専門官については、職務の特殊性が高いということから他の職種と区別をさせていただいております。

「適正配置について」です。新年度も新たな正規職員と会計年度任用職員の雇用を予定していますが、業務内容と業務量、さらには、期間などを考慮して、相応しい職員を配置するようにしております。会計年度任用職員を安易に配置するというふうには考えておりませんので、よろしくをお願いします。

「生計の維持に関して」です。職員の御家庭内の主たる生計維持者がどなたであるか把握していないということもありまして、その点については不明であります。独身で単身世帯である職員の場合で当てはまるような職員はいません。

次に、「賃金、休暇について」であります。

会計年度任用職員の給料表は、一般職員の給料表を準用しております。このため、給与改定が行われた場合、同様に額が改定されることとなります。また、上限はありますけれども、経験年数に応じて昇給もいたします。

手当については、通勤手当——これは職員と同額であります、期末手当、時間外手当を支給しております。勤勉手当の支給につきましては、現在、国において地方自治法を一部改正し、令和6年4月からの支給を可能とする動きがありますので、この動向を注視してまいります。

休暇制度につきましては、職員の年間の勤務日数と雇用期間に応じて、年間20日を上限として、年次有給休暇を付与するとともに、無給ではありますが特別休暇を設けております。

「正職員への切替えに関して」です。

これまでも会計年度任用職員が担っていた業務に常勤職員が必要になった場合に、正職員を充てることはありました。ただし、その場合は、職員の選考には試験が必要になりますので、一定の勤務年数に達したからといって、選考試験なしに常勤職員に切り替えることはできません。

また、正職員は異動により様々な部署を経験し、幅広い知識をつけていくこと

になります。会計年度任用職員は、補助的に限られた範囲の業務を担当しておりまして、同じ部署での継続雇用を基本としております。職員とは勤務形態が異なる部分もありますのでよろしくお願いします。

最後に、「3年目の公募による雇止め」という件に関してです。

おっしゃってみえる「3年目の公募による雇止め」につきましては、「労働基準法第14条第2項」に基づく「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」によりまして、労働契約期間が3回以上更新されている場合に適用されるものと思われまじけれども、地方公務員には適用外のため、こうした事案はございません。

また、設楽町では「設楽町パートタイム会計年度任用職員の取扱いに関する要綱」、こちらの第8条で任用期間を規定しております。当該会計年度任用職員の直近の人事評価が「特に良好」、「おおむね良好」である職員につきましては、その任用期間を更新することができると、そのように定めております。また、その回数については規定しておりませんので、議員のおっしゃる「雇用の継続の制度」というのを、設楽町では既に実施しているということになるかと思えます。

以上です。よろしくお願いします。

10 田中 これですべてにしたいと思えますけど、学校給食法の第11条の理解については、町は間違っておったということになりますが、その点はお認めになりますか。

教育長 その規定ってあれですよ、自己負担というか。いちおう、決まり上はそういうことなのですが、解釈として、今、国会とかで議員がおっしゃったようなことになっておりますので、今までが間違っていたというより、その運用が今自治体、各教育委員会とかに委ねられるようになったということで、当教育委員会もそのような考えで検討を進めてまいります。

10 田中 私が質問で一生懸命説明したことをそのまま理解しておっていただければ、こういう間違いはしなくて済んだというこうことを申し上げまして、終わります。

議長 これですべて田中邦利君の質問を終わります。

---

議長 次に3番七原剛君の質問を許します。

3 七原 3番、七原剛です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からの質問は2件、3点です。答弁は一括方式でお願いいたします。

まず最初の質問は、「設楽町の業務継続計画（BCP）の策定、見直し状況について」です。

令和元年9月議会の一般質問において、私は設楽町の業務継続計画（BCP）の策定状況について質問させていただきました。当時はまだBCPが策定されていませんでしたが、総務課長より「年度内のなるべく早いうちに策定したい」との答弁をいただき、その後、令和2年3月に「設楽町業務継続計画（設楽町BCP）」として策定されております。

BCPは大規模災害に被災した場合等、予想され得る最悪の事態に際し、行政機能を極力麻痺させないための初動体制や優先業務を定めるものであり、地域防災計画と並び、万が一の場合に町民の生命、財産を守るための重要な計画であり

ます。

現在、設楽町においては地域防災計画は一般に公表されていますが、BCPは公表されておりません。策定から約2年を経過したこともあり、次のことについて、確認、質問させていただきます。

1つ目、策定後から現在までに改善、見直し、変更等された点があることと思いますが、それらを理由と共にお示してください。

2つ目、BCPを公表している自治体も世間では多数見受けられますが、設楽町では公表する予定はありませんでしょうか。

設楽町業務継続計画に関する質問は、以上2点です。

次の質問は、設楽町とJ-クレジット制度の関わりに関してです。これも令和4年9月議会の一般質問において、私から「J-クレジット制度の有効性についてどう認識しているのか」、「町としてこの制度に積極的に参加する考えはあるのか」を問わせていただきました。

今、議会で審議される令和5年度の予算案の中で、J-クレジットの調査研究のための予算が計上されており、町長、産業課長から概略について説明をいただきました。設楽町における新しい森林資源の活用方法が見つかるのではないかと期待しているものであり、調査研究の内容に、町有林等、町の収入に直結する対象だけでなく、町民所有の山林も対象とするような研究も含まれているのかどうか、お聞かせください。

設楽町とJ-クレジット制度の関わりに関する質問は以上です。

これで1回目の質問を終わります。以降、席を変わせていただきます。

[七原剛議員席移動]

総務課長 それでは、総務課から、BCPの関係、お答えをさせていただきます。

「策定後から現在までに改善、見直し、変更等された点を理由と共にお示しいただきたい」という点について、まず説明させていただきます。

設楽町BCP計画は南海トラフ大地震を想定し、令和2年3月25日策定しました。その時の見出しですけれども、1「業務継続計画の目的、基本方針及び対象組織」、2「被害状況の想定」、3「非常時優先業務の整理」、4「非常時優先業務の実施体制の確立」、5「職員の参集方法と日常的な配備対応」、この5項目になっております。

また、同時に発災時の職員の行動計画ということで、「設楽町災害時職員初動マニュアル」というものが、別に存在しておりまして、この初動マニュアルが発災後から2日まで、そして設楽町BCPが2日目から1か月間の行動を示すものとなっております。

この2つの行動計画の大きな違いとしては、職員の非常配備体制に差がありました。計画策定当初は、この2本の行動計画を平行稼働させて対応できると考えておりましたけれども、令和2年7月から7月12日までの7日間に連続して大雨警報が発表され、第1非常配備体制で7日間連続して配備しなければならない事案が発生いたしました。このときは幸いにして大きな被害は発生しませんでした。昨今の線状降水帯による長期間の災害対応において改善が必要であると、そういう認識の下に、令和3年7月に、先ほど申し上げた2つの行動計画の一本化と非常配備体制の見直しを行いました。

見直した計画の中身としては、項目としては、第1章で「基本事項」、第2章

で「被害想定」、第3章で「職員参集」、第4章で「初動体制の確保」、第5章で「非常時優先業務」、第6章では、「業務継続力向上のための持続的な取組」という内容にしております。被害想定範囲の拡大と、非常配備体制の見直し、これを計画の中で行いました。

具体的に申し上げますと、被害想定範囲の拡大としては、改正前の想定は、建物と人的被害について「理論上最大モデル」を用いて考えておりますけれども、改正後では、こちらに加えて、ライフライン被害——上水道、下水道、電力、通信、ガスというようなライフライン被害、それから、交通施設被害——道路ですとか、バス路線ですね、こういったものを加えております。

この理由としては、ライフラインが破壊されれば、当然避難生活を余儀なくされることになりますので、避難者数の想定をする上で必要だということで加えております。

もう一つは非常配備体制の見直しです。業務継続計画では、非常時において優先すべき業務として、「通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの」と、応急業務として「災害復旧・復興業務」と「発災後の新規発生業務」を想定しておりますけれども、これは多岐にわたっておりますので、全課室で対応していく必要があるわけでありまして、そこで、非常配備体制を次のように修正を行いました。

まず、第1非常配備では、これまで総務課のみであったのに加え、必要となる班、これは主に水道、または道路関係などライフラインに関係する班が班長の判断により加わることとしました。ライフライン被害の軽減、早期の対応が図れると考えております。

次に、第2非常配備です。これは全課室——課によって班編成をしておりますが、全課室が対応となります。各課、各班、班長＋職員1名体制となりますけれども、おおよそ役場全体で30名弱の全班、全課室の職員が参集することとなりまして、全庁的な判断と行動が可能になります。また、限られた人員とすることで職員の体力の消耗を抑えることが可能となり、長期の災害対応が継続して図れると考えております。

また、BCPの改善につきましては、令和3年度に初めてBCPに基づく役場内の防災訓練を実施いたしまして、令和4年度の防災訓練におきましても、各課室が必要な訓練テーマを設定して訓練を実施しております。

訓練ではBCPに基づく業務再開におけるタイムラインを基に訓練を実施しまして、さらに受援が必要な場合には受援要望シートの提出までを含めて実施いたしたところでありますが、まだまだ訓練が必要と考えております。

続きまして、2番目の、「BCPを公表している自治体も多数見受けられるが、設楽町では公表する予定はないのか」という御質問です。

BCPにつきましては、職員の行動計画ということから公表にそぐわない点がある一方で、町民に安全・安心をお届けする側面も持ち合わせていると考えております。しかしながら、BCPに基づく訓練の練度、熟度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、まだまだ足りない部分もあることから、今は公表する段階ではないと思っております。今後、現在締結している設楽町受援計画を踏まえた訓練ですとか、自主防災会と連携した訓練、町民の方を加えた訓練など、徐々に訓練規模を拡大しながら練度を高めていく中で公表できたらと考えております。どうぞ、よろしく申し上げます。

産業課長 次の、「設楽町と J-クレジット制度の関わりに関して」ということで、お答えします。

予算計上いたしました調査業務委託は町有林を調査対象としており、町民所有の山林は含んでおりません。J-クレジットの制度上、クレジットの認証を受けるには、実施主体自身が所有する森林、または経営の委託を受けた森林を対象にした森林経営計画を立て、適切な森林経営活動を継続的に行う必要があります。

今回の内容といたしましては、まず、事例の収集整理、次に導入の可能性や売却可能量を試算するためのデータ整理、次に、森林経営活動で売却可能量の試算、次に、民間事業者へのヒアリング、次に、地域振興に寄与する J-クレジットの活用検討、といった内容になっております。

町が個人財産である森林——私有林ということなのですが、の委託を受けて管理することは難しいと考えております。また個人財産から創出された J-クレジットを町が販売することも難しいのではないかと考えます。森林については、森林所有者から管理委託を受けることができる森林組合や林業経営体が主体となっていていただき、町有林以外でも今後 J-クレジット制度を活用していただけるよう努めていきたいと思っております。

以上です。

3 七原 まず、BCPのほうからです。答弁の中で、実際の大雨とかそういったときを、反省点とか参考にしたり、訓練実施を行い、その点からいろいろ改訂している。そしてきちんと訓練を試みたものの、まだまだ反省点もあるということで、非常に有効的に使えるように改善されているなど感じました。

実際に万が一の際に業務に当たっていただくのは職員の皆様方なのですが、やはりここに座ってみえる課長さん方とか、町長、副町長に至っては、その昔、もう亡くなっちゃいましたけど、佐々淳行さんという初代の内閣安全保障室長さんだった人がいますけど、その方が言っていた、意図的楽観論という話がありまして、「悲観的に準備し、楽観的に対処せよ」とおっしゃったんですね。要は、これがペットボトルの水だとすると、平常時には、ペットボトル1本しか水がないよと考えて最悪のことを考えなさいと。いざ、被災した場合には、まだここに1本の水がある、俺たちはちゃんと準備してきたんだ、これだけあれば大丈夫と楽観的に考えなさいと。本で読んでそういう例えだったような気がします。そういった精神で、今は何も起こっていないですけれども、そういうときにこそ、後がなくなったときにどうするんだという精神で、こういったものを改善していただければうれしかなと思います。

それと、ちょっと見させていただいたのですが、ここからは事務的な話ですけれども、こういう計画は最新版管理が大事だよと、私もその昔某会社にいたころ、管理責任者をやったときに言われました。何でかという、改訂していった、版が変わっていき、例えば総務課のほうから、このたびBCPを改訂しました、となるのですが、皆が皆最新版を持っていることが大事であって、1人でも非常時に古いのを持っていると違うことをやっちゃうんですね。そういうことはだめだということで、できれば何年何月改訂の第何版だよというのが分かるようにしておいたりとか、あと、前の版からの変更点は赤い文字にするとか、そういったことで分かりやすくすることも大切ではないかと、これはあくまで事務的なことですが、そういうことを感じました。



ですけど、今後ともこういったかたちで、教育訓練の場で気づいた点であったり、実際に小規模の災害があった際に、これではまずいぞという点があれば、逐次改訂していただければいいのではないかと思いますし、町民も安心して、何か事が起こった際には役場がなんとかしてくれると感じてもらえると思います。ですので、公表については、今はその時期ではないのではないかとおっしゃっていましたが、そういうことを含めて、総務課長さん自身もおっしゃっていましたが、僕としてはできるだけ早い時期に公表をしていただけて、町民の安心感に寄与していただければいいかなと思います。

次に、J-クレジットのほうですけれども、こちらも、今答弁の中でおっしゃっていただいたこと、そのままなのですけれども、私が言いたかったのは、岐阜県の東白川森林組合とか長野県の根羽村森林組合なんかは、森林組合のほうで管理している山林についてJ-クレジットを発行して、クレジット収入の半分を所有者に還元するというをやっております。

せっかく森林環境譲与税を全額使うということで言われていましたが、1,000万円以上のお金を使って調査委託をするのであれば、役場がやることだけではなくて、なんとか森林組合のほうもJ-クレジットのほうへ誘導していただくような、こうすればJ-クレジット制度を森林組合さんも使えますよ、一緒にやりませんか、というような入口まで連れてっていただくような活動もしていただければと思います。

それで、町長に伺いたいのは、J-クレジットの制度について、なんとか森林組合さんと協同で町民の方が所有している森林についてもクレジットの恩恵が回っていくような制度を研究していただければと思いますが、いかがでしょうか。  
町長 七原議員の質問にお答えします。七原議員が行かれたかどうかは分かりませんが、私が議員のころに、ここにも何人かおみえになるとと思いますが、西栗倉という所に議会として視察に行ったことがあります。先進的な所です。不在地主であったり、村民の皆さんが持ってみえる山を、村が直接管理をして販売もしていくようなシステムを作り上げている所ですけれども、そういった中で、今、森林環境譲与税が創設されました。一番大きな目的は、不在地主であったり、そういったものの維持管理を町がまとめてできるようにというところが目標の中に入っていることと思っています。そうした中で、境の問題であったり、いろんな課題が、まだまだたくさんありますけれども、将来においてそういった方向に進んでいこうとしていることは間違いがありませんので。私どもも一生懸命考えて、管理と合わせて、J-クレジットもそちらの方向にいく可能性が見いだせるのであれば取り組んでいきたいと思っています。

3 七原 前向きな答弁をいただきましたので、ぜひともそういった方向に進んでいただければと思います。

また、ぜひ次回以降の議会でもこういった質問をしたいと思っておりますので、私の質問は、今回は以上にさせていただきます。

議長 これでは、七原剛君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、14時5分まで休憩といたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 8 番高森陽一郎君の質問を許します。

8 高森 それでは、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。私は 3 回ぶりに質問させていただきます。私の質問は 2 点でございます。

1、町道 310 号、ここに「川口本洞線」という名前を入れてほしいと思いますのでお願いします。「町道 310 号川口本洞線について」と、2、「異次元の移住、定住奨励金について」です。

発言方法は一括方式でよろしくをお願いします。

件名 1、「町道 310 号川口本洞線について」。

町長の地区懇談会の会場で、川口地区の区長から本洞線についての要望がされたと聞いておりますが、どのような形の要望と、それに対する回答が示されたのか伺いたいと思います。

この町道は、川口区の集落の外れの、旧したらの里キャンプ場から山の中をすれ違い不可能な道幅で、ひたすら茶臼山高原道路に向かって上り坂が続き、途中で通行不能となります。この、町道から右に伸びて一山越えて、またこの町道につながっているのが林道本洞線と呼ばれているもので、その途中の道が壊れて通行不能となっていました。

小生達が地元の関係者 2 人に案内されて行ったのが、このまさしく茶臼山高原道路へ続く町道本洞線のほうでした。実は、この人たちは本当は林道本洞線のほうを重点的にということだったのですが、とりあえず町道を見てほしいということで、町道へ行ってまいりました。

この町道本洞線と碁盤石林道との合流点で、その間の約 200 メートルは重機でなければ通行できないほど荒れていました。

そして、この林道本洞線は、我々の大先輩議員がまとめ役となって開設した U 字溝付きコンクリート舗装の作業道にも接続しており、道路管理を怠ったためコンクリート舗装がめくれ上がって通行不能となっているが、その作業道沿いに伐期を迎えた山があり、個人や川口区の財政ではどうてい林道、作業道の修復は不可能とのことで地区懇談会での要望となったようです。

12 月に予定していた町道 310 号線の質問取下げの間に、路肩欠損箇所 8 か所の修復が急ピッチで行われたようで、2 月 25 日現地再調査に入ると見事に欠損箇所は補修してあり、道路建設課の素早い対応に感謝しております。町長地区懇談会の良い成果の一つと評価いたします。

以下お尋ねします。

1、この町道 310 号川口本洞線をどの程度まで修復されるつもりなのか。今後も通行止めではありますが、町道として利用される予定があるのかどうかお示し願いたい。

2、原田進町長のときに、有料の茶臼山高原道路を有効活用するため高原道路に接続して町民の利便性に便宜を図ったものと伝えられているが、地元にとってはメンテナンスを考えると町道であることが最重要事と思われるがいかがか。

3、林道本洞線補修に現物支給方式をとったと聞くが、重機代や運転手の日当

は自己負担とのことで、伐採予定の作業道の補修に名倉財産区のほうから財政出動してもらうことはできないものか、という点でございます。

件名2、「異次元の移住、定住奨励金について」です。

かつて設楽町には、異次元の移住定住奨励金がテレビ放映されて、世間の話題の注目を集めました。その総額は1,000万円になるというものです。住宅新築最大500万円。出産奨励金、2人目5万円、3人目10万円、4人目以上20万円。住宅資金貸付、上限300万円。中学生海外派遣に50万円相当の費用の支出。住宅用太陽光発電補助金に最大200万円。木質バイオマスストーブ等30万円の上限である、となっております。

そこでお聞きします。

1、これらの報奨金で、金額が変更したものや廃止されたものがあれば教えてください。変更や廃止の理由は何ですか。

2、入園や入学祝い金といった節目の祝い金があったらいいという若い親の声がありますが、実現可能かどうか。

3、移住、定住された人達の交流会の場の設定があってもいいのではないか。

4、出産関連の報奨金の支給には母子手帳が必要となりますが、今の手帳には母子そろっての生まれたときの写真と、その子どもの性別を判定する写真がないため、子どもの性別の確認ができないような手帳になっております。この手帳に写真の添付が必要かどうかに関して質問しております。

以上です。第1回目の質問を終わります。

建設課長 私のほうからは、「町道310号川口本洞線について」お答えをしたいと思います。

この川口本洞線につきましては、地元議員さんを通じて、地元の方からも通行に関する相談がありまして、現在は地元の方と調整をした段階となっております。

この道路は、もともとは茶臼山高原道路の開設の際の作業道として開設したものであり、作業の時だけの利用を目的とした必要最低限の規格で造った道路となっております。

最初の質問の、「どの程度までこの町道を修復するつもりか」という質問ですが、茶臼山高原道路と接続する部分では、最近の想像を超える大雨などの影響で山自体の形が変わってしまい、その付近では修復をすることが厳しい状況となっております。

しかし本年度になって、地元議員さんと地元の方より、この町道を利用して木材搬出をしたいという相談がありました。建設課では施業計画に合わせての搬出を可能とするために、川口側から道路修復を行い、現在は茶臼山高原道路と接続する部分——約100メートルくらいですが、これ以外は通行可能となっております。

今後については、林業施業に影響がないような町道の維持管理と、復旧の難しい茶臼山高原道路と接続する部分については、地形等も考慮しながら検討を行っていくという2点で、地元の方と調整をさせていただきました。町としては、その方向で進めていきたいと考えております。

2番目の、「地元にとってはメンテナンスを考えると町道であることが最重要事項と思われるが」という質問ですが、林道や農道とは異なり、町道の維持管理は町で実施しますので地元への負担は求めません。ただし、将来の町の財政状況を

考えますと、厳しい状況となっています。現時点では、具体的に何をどうするということははっきり言えませんが、ダム関連工事の関係で、現在の国道の一部などを町が受け取ることが想定されております。そのようなこともありますので、どこかで町道などの整理をする必要もあると考えております。

3番目の、「名倉財産区のほうから財政出動してもらうことはできないか」という質問についてですが、これは名倉財産区の判断となりますので、私からはお答えすることはできません。

なお、林道及び作業道の維持管理ですが、町道とは異なり、地元の方に維持管理をお願いしております。したがって、修繕をする場合は、地元負担が原則となります。ただし、木材搬出の計画——施業計画がある場合で、地元からの要望があれば、林道に関しては、予算の範囲内で優先順位等を考慮しながら町が修繕をいたします。また原材料支給については、林道及び作業道を対象に砂利などの材料を支給しておりますが、その他の人件費等につきましては地元での負担をお願いしております。

建設課からは以上です。

企画ダム対策課長 それでは、私からは、「異次元の移住、定住奨励金について」回答をさせていただきます。

はじめに、1「これらの報奨金で金額が変更したものや廃止されたものがあれば教えてください。変更や廃止の理由は何ですか」ということについて、お答えさせていただきます。

移住定住に関連する補助制度については、令和2年度に大幅に内容の見直しを行い、令和3年度から制度改正をしたもの、また、廃止し、新たに制定した補助制度があります。

変更・廃止した補助事業について回答いたします。

1つ目として、「若者定住促進住宅補助金」は、上限を500万円から200万円に減額、変更しております。

次に、「出産報奨金」は廃止し、それに代わる制度として新たに入学祝い金を制定しています。

次に、「新規就業奨励金」、「しあわせまちづくり就学資金貸付金」の貸付は廃止し、それに代わる制度として、新たに「奨学金返還補助金」を制定しています。

制度の改正及び廃止、制定の理由について説明させていただきます。

「若者定住促進住宅補助金」は、当初平成25年度から令和2年度までの8年間、最大で200万円の補助を行うこととしていましたが、平成28年度からの5年間は、要綱を改正し、補助額を最大500万円まで引き上げておりました。制度開始から定住促進の一助となったと思っております。今後も引き続き、設楽町に家を建てたい方の希望に沿うために、対象者の枠を広げ、上限200万円の補助金として支援を続けることとしております。

「出産奨励金」は、平成28年度までは現金で交付していましたが、町内消費喚起を目的に、平成29年度から支給方法を現金から設楽町商工会商品券に変更しました。年2回上半期、下半期に交付ということもあり、特に下半期に交付された方からは、使用期限のある商品券が使いづらいという声も聞かれ、また、3年以内の転出をされると返還を義務が生じるため、受領の対象となっても申請を

しない方もみえました。このようなこともあり、出産直後に多額の助成を行うよりも、まとまった出費が必要な節目ごとに継続的な支援を行うほうが効果的であると考え、「出産報奨金制度」を廃止し、小学校、中学校、高校入学時に支給する「入学祝い金制度」を制定しております。

次に、「新規就業奨励金」、「しあわせまちづくり修学資金貸付金」については、新規就職した方のみが対象であったこと、日本学生支援機構等、同等な制度もあることから廃止し、その代替りの制度として、以前は設楽町民の新規卒業者のみ対象としておりましたけれども、「奨学金返還補助金」では、対象を広げ、転職で設楽町に帰ってきて町内に住所を置いて働く若者も支援できるようにしております。

「中学生海外派遣事業」は、定住奨励金ではありませんが、議員質問要旨にありましたので、説明させていただきます。

現在は、コロナのため、海外に派遣できておりませんが、代替りの事業として国内で中学生人材育成事業を行っております。

それ以外の事業、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」や「木質バイオマスストーブ等設置購入費補助金」などは継続実施しております。

次に、2「入園や入学祝い金といった節目の祝い金があったらいいという若い親の声があるが実現可能かどうか」でありますけれども、現在、保育園の入園時を除いた、小学校、中学校、高校入学時に、入学祝い金を支給しております。利用者に声が届いていないということでしたので、周知方法について、今後、検討してまいりたいと思います。

次に、3「移住、定住された方人達の交流会の場の設定があってもいいのでは」について回答いたします。

移住、定住した人たちの交流の場の設定は、これからも関わり続ける地域の方々や移住された人たち同士がつながっていくことが一番重要と考えておりますので、まずは受け入れた地域の方が声をかけていただいて実施することが望ましいと考えております。

設楽町では、空家バンクなどで移住する方には、地域面談を行っております。地域面談は、移住者、地域の方、役場で行い、地域のこと・地域の方を知っていただき、地域とつながるようにしております。

企画ダム対策課からは、以上です。

保健福祉センター所長 それでは、2「異次元の移住、定住奨励金について」の4番の出産の補助金につきまして、回答をさせていただきます。

先ほど、企画ダム対策課長が説明しましたとおり、令和3年度から「入学祝い金支給事業」——小学校、中学校、高校の入学時に3万円の商品券、さらに田口高校へ入学の場合は3万円追加に変わりました。

詳しくは、毎年4月にお配りする「設楽町暮らしの便利帳」を御覧いただくと、現在の様々な、報奨金、補助金等が記載してあります。便利なものですので再度御確認をお願いいたします。

母子健康手帳についてですが、母子健康手帳は母子手帳とも言われ、国の省令——令和2年10月1日施行で定められております。訪問指導、保健指導での母子保健サービスを受けた際の記録や、予防接種の接種状況の記録がされ、これらが1つの手帳に記載されるため、異なる場所で、異なる時期に、異なる専門職が

母子保健サービスを行う場合でも、これまでの記録を参照するなどして、継続性、一貫性のあるケアを提供できるメリットのある手帳となっております。

なお、母子手帳は写真があっても証明書ではありません。妊娠したこと、お子さんの出生したことについて確認はできますが、町での申請等では、妊産婦医療の申請以外では必要がありません。また、お子さんの出生届を出せば、関係する届出には必要ではありませんが、省令で定められたページには、出生届出済証明書の欄があり、町民課へ出生の届出があったことを証明することになっており、公印が押されることになっております。ここに、子の氏名、性別、出生の場所、出生の年月日、証明した日が記載されていますので、性別はここで確認はできることとなっております。

写真についてですが、設楽町で配布しています母子手帳には、写真を貼ることができる場所があります。先ほどお話ししました省令では定められておりません。このページは保護者の方が記録を残すページになっており、写真、撮影日、撮影場所、撮影者、メッセージの記載をすることができるようになっています。お子さんの健やかな成長を願う保護者と子どもさんが、一緒に出生の時の思いなど伝えられるよう写真やメッセージなど残して、親子の対話などに御活用をいただければと思っております。ですので、どのような写真でも結構ですが、適切な写真を貼っていただくことを保健センターでは思っております。

以上です。

8 高森 ありがとうございます。

では、最初に戻ります。林道の件ですが、もともと、課長が言われたように茶臼山の作業道だったのを昇格して町道指定したらしいのですが、いかんせん、その後の道路管理が町のほうも手ぬるかったといいますか、接続部分から300メートルの所から、ちょうど200メートルが山からの出水によってアスファルトが波打って、とても作業道としても使えないような状況になってはいますが、途中で道が切れていますので、今使っている林道本洞線はまた戻ることにはできますが、まっすぐ抜ける1本の道が、作業道でも何でもいいですから、あそこに開通をさせる必要があるかと思うのですが、その辺の必要性、さっき言われていましたが、その辺の必要性、改めてなんとか実現したいとか、そういうめどはいかがでしょうか。

建設課長 使われる皆さんにとっては、1本で抜けたほうが良いと思うのですが、実は、今通行止めとなっております茶臼山高原道路との接続部分、あそこの所が、最近の予想を超える大雨で、山の地形自体が変わってしまいまして、単に今の段階で道路を修繕しても、またすぐに大雨で傷んでしまうというところがありますので、そこは十分に検討して、申し訳ないですがお時間をいただいて、将来に向かって検討をしていきたいと考えております。

8 高森 今言われました、道路の欠損か所のちょっと下のほうに碁盤石に林道が入っているのですが、それが出水がひどくて、合流して道が潰れたという様子があるのですが、その辺の解析が非常に難しいと思いますが、とりあえず、そこで道路を止めておいて、それ以上壊れないようにする措置が必要だと思います。その辺は対策はありますか。裏に図が入っているので御覧ください。これ以上町道が壊れないような方策は難しいですか。例えば土留めをしてしまうとか、そういうような措置は。

建設課長 仮に復旧しても、先ほど説明させてもらったのですけれども、その辺の周辺の地形自体が変わってしまっているものですから、治しても1年やそこらは持つかと思うのですが、将来に向かって道路のメンテナンスだとかそういうことを考えると、やはりここは慎重にいかなければいけないかなと思っております。ただ、先ほどの説明でも、施業計画に基づいて、できるだけそのところはこの道が活用できるように、議員さんがおっしゃったのですが、対応できるところはやっていますので、それで御理解をいただきたいと思います。

8 高森 ここに道路の地図があるのですが、この茶色い道路に接続する緑の部分が本洞林道なんです。この林道はありがたいことに、いろいろ材料を提供してもらって開通をしたという、地元の人が頑張っって手作業でやったという実績があるのですが、この緑の林道の下にくっついているブルーのところが、今回、地元の人が出したいという所なんです。だから、ここへなんとかたどり着く必要があるらしいので、もしもこの作業道のほうでも、材料等の提供が可能ならば、申入れをすれば便宜を図っていただくようなことはあるのでしょうか。

建設課長 地元の要望に極力お答えするようには対応していきたいと思います。

8 高森 次、2番目にいきます。

やはり、大きな10万、20万という御祝儀がなくなったら寂しいですが、その代わり、ありがたいことに節目節目に出産の奨励金だとか、入学の祝い金なんかを出してくれるので、いちおうそれでいいかなと思います。世間的に言うと、今までむしろ20万、30万という金額は突拍子もないような大きなお金だったので、やっと世間に戻ったのかなという感じがします。その辺の変化はいいと思います。

それで、私が今母子手帳を見て心配になったのは、写真の件なんです。なぜかという、今アメリカでは出生時に自分で性——男、女を選択していいという方向が出始めているので、そうすると、そのまま男か女かという原盤がないといけないわけですよ。そのときに、出産したときの赤ちゃんの写真くらいは手帳に貼り付けておいてもおかしくないのではないかと、そんなふうな感じで今これを出したのですが。

これから、いろんな性の方が出てきます。そのときに元の性とか、二つ、三つ変わることもありますので、原本の保管所がどこかというのを、これからある程度置いておいたほうがいいのかと思って。たまたま御自分で貼ってもいい写真を貼るスペースがあると言われましたので、それをできればセンターのほうで奨励していただけますか。ぜひ写真を貼って保存してほしいということ。いかがですか。

保健福祉センター所長 写真を貼る所がありますので、写真を貼ってくださいということは言うておりますけど、どんなものでもいいというところではありません。ただ、使った写真が、最終的にお子さんが成人になって見たときに、「こんな貼ってあったのか」と言われるのは避けていただいたほうが今の時代よろしいので。それらを考えると適切な写真を貼ってくださいということで、顔写真とかそういうところをお願いしたいと思っております。そちらのほうにつきましては、保健センターのほうでも「写真を貼る所がありますよ」と言うておりますので、それで御承知ください。よろしく申し上げます。

8 高森 例えば写真の代わりにエコー写真でも結構ですから、何か、そういう性別が

分かるものがあればいいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

---

議長 次に、11番加藤弘文君の質問を許します。

11 加藤 11番加藤弘文です。時計の圧力を感じておりますが。できるだけ簡潔にまいりたいと思っています。

議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

質問は、「設楽町の異常な投票率低下の要因と対策について」と、「設楽町の移住定住対策について」の2件ですが、質問席にて行いたいと思いますので、移動させていただきます。

[加藤弘文議員席移動]

11 加藤 まず、「設楽町の異常な投票率低下の要因と対策について」です。

これまで私は、一般質問で再三、設楽町の、他の市区町村では見られない特異な選挙投票率低下の問題を取り上げてきました。そのたびに、次回の選挙では、さらに啓発をすることで投票率の維持を図ると答弁していただいております。その効果はどうだったのか。問題点を明確にして、制度的な改善策を打つべきではないのかということについて改めていただきたいと思います。

元々、投票率をただすことについては、当初、停止して他の課題を考えていましたが、知事選の結果を見て、どうにも、もう一度ただしておきたいという考えに至りました。よろしくをお願いします。

まず、1つ目は、本年2月5日執行の愛知県知事選挙で、前回知事選挙投票率との比較では、県全体で0.92%、ほぼ1%近く上昇している中で、投票率を下げた市区町村が20ほどあります。その中でも、ワースト3の市区町村はどこどこですか。またその低下率低下はどのくらいだと調べられておられるのかお聞きします。

総務課長 選挙管理委員会書記長の私からお答えをさせていただきます。知事選の投票率について、前回から低下した市町村ということで、率の大きいほうから申し上げます。第1位は尾張旭市、-13.54%、第2位が設楽町、-5.66%、第3位が豊根村、-3.94%になります。

以上です。

11 加藤 私も調べておりました、間違いがなかったかなということで質問しましたが。ただいま、報告していただいたとおりでと思います。13.54%の尾張旭市が1番だったということで、私も実は尾張旭市の選挙管理委員会に確認しました。「何かあったのですか」と。そうしたら、前回尾張旭市長選と重なっており、例年より10ポイントほど高く結果が出ていたため、こういう低下率になったのだということをお聞きしました。設楽町についてはおっしゃったとおり、豊根村についてもおっしゃったとおりです。こうやって考えていくと、通常選挙後において5.66%下げるといのは、やはり異常な低下率であったということを確認しておきたいと思います。

次に、設楽町では、直近の衆議院議員選挙では、全県が1.3%投票率を上げる中、県下でワーストワンの4.7%下落。参議院議員選挙では、全県が4.0%投票



率を上げる中、県下市区町村で唯一投票率を下げ、ワーストワンの4.3%下落でした。これを踏まえて、今回の愛知県知事選挙の投票率の現状をどのように分析しているのか。これまで、答弁してきた対策は本当に有効だったと言えるのか、お考えを教えてください。

総務課長 知事選の投票率の分析についてであります。正確な分析は、なかなか難しいわけでありまして、残念な結果だと捉えております。

現在可能と思われる対策として、以前の質問でもお答えしましたが、移動支援や不在者投票の申込みをしやすい状況にしてきたつもりであります。移動支援の利用者は9名から14名に若干の増、不在者投票については、PRに努めてまいりましたが、目に見える効果は見られませんでした。

以上です。

11 加藤 総体的に言って、有効な手が打てなかったというふうに今答弁で感じたわけですが。まさにそのとおりで、5.66%下げたのは、この設楽町の3回の選挙の中では最低の投票率になっています。3回連続で、県下で突出した最悪の投票率低下を招いた原因は、令和3年の投票区の改変で、他で例を見ない極端な改悪をしたことではなかったのですか。

今後、選挙管理委員会は本年4月の愛知県議会議員選挙と設楽町議会議員選挙に向けて、投票率低下最悪の町返上のため、投票率低下阻止のためにどのような具体策を考えているのですか。私はこうした事態が続くことは、民主主義の根幹に関わる設楽町民にとって耐えがたい屈辱とも感じますがどうですか。

総務課長 投票率低下の原因であります。前回の質問でもお答えしておりますけれども、選挙区再編が投票率低下の一因になっているというのは、そのとおりかもしれませぬけれども、断定はなかなか難しいと考えております。高齢化、あるいは政治への無関心も1つの要因と考えております。

ただ、御理解いただきたいと思っておりますのは、投票区を再編したのは、以前の議会からの提案もございましたけれども、それに加えて、万が一、選挙時に災害が発生しても、災害対策本部が確実に設置ができて、職員が災害に対応できる体制を整えるというのが最大の目的でありました。そうするためには、どうしても行わなければならない、必要な改革であったと現在も考えております。

今後の具体策です。直近の統一地方選挙では、現行の方式で進めてまいります。その先、国政選挙等で若干の変更を検討していきたいと思っております。

期日前投票所ですが、現在は、役場本庁と津具総合支所の2か所で、告示の翌日から投票日前日までの毎日、午前8時半から午後8時まで、こういった時間帯で開設しております。期日前投票の期間は、例えば参議院議員・知事選挙は16日間、それから衆議院議員選挙では11日間と非常に長期になります。長期であります。津具総合支所での投票者は比較的少ない状況になっております。でありますので、津具総合支所の期日前投票の期日、及び時間を少し減らす方向で、その分、町内の別の場所でも期日前投票ができるようなかたちで、場所と期日、時間を、これから統一地方選が終了した後に検討していきたいと考えております。ただ、期日前投票の期間が短い自前の選挙、町長選、町議選については、非常に期間が短いこともありますので、また別の検討も必要かと考えております。

なお、今申し上げた件につきましては、担当の事務職員、それから現在の選挙管理委員会委員も話の中で承知している内容となっておりますので、申し添えま

す。こんなかたちで、選挙管理委員会でも投票率アップについて検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議員からは再三投票率の低下という面でいろいろお話をいただいております。低下した後の、参考までに今回の知事選の投票率について申し上げます。

投票率自体の……

(「議長、質問しておりませんので」と呼ぶ者あり)

総務課長 投票率自体は、第1位が豊根村の63.77%、第2位が東栄町の63.34%、第3位に設楽町がありまして、60.67%。ここまで60%です。第4位が飛島村で51.42%、安城が続きますして第5位、50.93%。6位以下は、50%に届いていません。愛知県全体では、36.43%ということでありまして、我が町は愛知県平均より24.24%ほど高いという現状になっておりますので補足させていただきました。以上です。

11 加藤 私今、2月6日の中日新聞の記事を持っております。今おっしゃったことについては全て把握しておるつもりですので。ただ、御返答の中で令和3年の改変が原因ではなくて、高齢化が原因だとかいうようなことをずっとおっしゃっていて、まさに鉄の壁だなど思うわけですが、二十数か所あった投票所を4箇所一気に縮めてこうした事態を招いていることについて、いったい誰がこの責任を取るのかとずっと思っています。県下で最悪の投票率低下を招いている町になってしまっているということについて、もう少し真面目に考えていただきたいと、私は思ひます。

年度当初の予算概要の8ページの4番に、「事業や制度の変更等を行う場合でも、拙速・安易に進めることなく十分な説明及び理解を得ることに注力し、場合によっては延期や中止を検討すること」ということをおっしゃっています。まさにこれに該当する悪い例を1つ残していってしまい、さらにその反省もないということに大変な驚きを感じていると共に、「おい、設楽町はどうしたんだ」と選挙をするたびに言われる、そんな町になってほしくないなど思っています。ぜひ、御一考願えればと思ひます。

次に、2つ目の質問に移ります。

移住定住対策は、設楽町にとっても生き残りをかけた重点施策であることは言うまでもないことです。本年度の取組を謙虚に振り返り、他の市町村に負けないさらに思いきった施策を、他の市町村に先駆けて打ち出していく必要があると思ひます。そうした考えで、質問します。

1つ目は、以前の答弁の中で、「移住定住対策」、「子育て支援対策」等については、役場の総力をあげて、縦割りではなく各課横断的な問題解決のための組織を作り、検討を進めていくとの答弁がありました。その後どのような進捗があったかについてお答えください。

教育長 先ほど、原田純子議員の御質問に対する回答と、進捗状況は全く同じであります。

各課を横断した体制ということで今考えているのは、まずは課長補佐さんたちを中心として課題の洗い出しとか解決策の案を作るという組織、それから、その案について検討をしてそれを決定する課長さんクラス、副町長はリーダーということで考えているのですが、そういうチーム、それから、主査とか主事が実働部隊として動くような、そういった組織をもって、先ほども言ったのですが、交流

人口の増加だとか経済の活性化をもって移住定住の対策にもっていかうかなどというふうに今考えておりました、年度当初、新しい体制ができた時点で編成をして動いていくという予定にしております。

- 11 加藤 先ほどお答えがあったことを2度質問をして申し訳ありません。職員の意識改革をまずやって、そしてというお話を、その際に伺っておりました。ただ、意識改革は待っていては絶対に生まれてこないということで、ぜひ、積極的な、その意識改革に基づいた会議を一刻も早く持たないと出遅れてしまうのが実状ではないかと思えます。ぜひ、そのようにお願いします。

次に、町長の施政方針にもあるように、地域おこし協力隊の増員、「したらワークス」の設立などは新たな積極的な取組として期待するところであります。現在、どのような進捗状況であるかをお伺いします。

- 企画ダム対策課長 私のほうから、地域おこし協力隊としたらワークス協同組合の現在の状況について報告させていただきます。

地域おこし協力隊は、現在3名の協力隊員が、それぞれの目的達成に向けて活動しております。また、本年度、地域おこし協力隊に応募いただいた方々の採用審査を終えて、令和5年4月から地域おこし協力隊として活動していただく方が3名決定しております。令和5年度も引き続き、地域おこし協力隊の募集を行ってまいります。

次に、特定地域づくり事業協同組合「したらワークス協同組合」について説明します。

令和5年1月20日に愛知県第1号の認定をいただき、愛知労働局への労働者派遣事業届出書類も受理され、現在、派遣職員——マルチワーカーの募集を行うと共に、組合事務局の体制を整えているところであります。

組合事務局からは、既にマルチワーカー希望者との面談を終え、令和5年4月1日付で2名のマルチワーカー採用に向け、手続きを開始していると聞いております。また、組合員の募集活動も併せて行っており、次期総会で組合員の追加加入を目指している状況であります。

以上です。

- 11 加藤 今年度から、また新たなそうした取組について、時折その進捗状況が聞けるといいかなと思います。よろしくお願いします。

次に、児童数の大きな減少の中、子育て世代の移住定住のための安価な宅地提供や町営住宅建設を求める声があります。どのように受け止めて応えていくのかお答えください。

また、当初予算審議にも関わるのですが、若者住宅新築補助金、予算600万円だったと思いますが、具体的にどのような制度として運用されるのか。これについては、先ほど同僚議員の答弁で理解をいたしました。補助金が下がってしまったことで、本年度実績はどれくらいだったのかについてお答えください。

- 企画ダム対策課長 (3)についてお答えさせていただきます。

移住定住のための安価な宅地提供や町営住宅建設を求める声は、地域から上がっていることは承知しております。既存の町有地の活用による提供等が可能か検討する必要がありますし、場所、地域等についても検討することが必要です。こうした事業は、ただ単に住む場所を整備すればいいのではなく、対象者や目的を明確にして実施していかなければならないと考えています。時の情勢を考慮し、

住民の方々とも議論をしながら進んでいけたらと考えております。

若者定住促進住宅補助金は、令和4年度は2件申請がありました。

以上です。

- 11 加藤 わかりました。地域住民の声に伝えていきたいということではありますが、先ほどと同じように、遅かりしではまずいのではないかと。やはり、先駆けてそうした対策に取り組んでいく必要性を感じています。ぜひ早期に検討を進めていただければと思います。

それから、住宅の補助金については、本年度実績2件。600万円ということは、3件を予定しているということですよ。500万のときにはもっとあったような気がするのです。やはり、補助金を下げたことによる影響で、利用率が低くなってしまったのではないかと印象を受けるわけですが、そんなことはないですか。

- 企画ダム対策課長 500万円のときと比べるとどうかというところでありまして。

最終年度におきましては、やはり500万円ということもありまして駆け込み需要で、数は忘れましたが多くの方が申し込んでおられます。500万円から200万円にしたことにつきましては、当初、上げるときから設楽町への経済効果ということがございましたので、時限立法として考えておりましたので、今後また200万円ということになりますけれども、若者たちにとって200万円というものは貴重な費用の補充になると考えておりますので支援を続けていきたいと思っております。

- 町長 私、以前から申し上げておりますとおり、移住してきた方に特化をして何かをしようというのはあまり考えておりません。今住んでみえる方が幸せでない限り、この町の魅力はないと思っておりますので、移住してきた方に特化した施策というものを、あまり強調してやっていくという思いを持っておりません。その中で、この500万円というところも、私になる前でありましたけれども、見直しがされてきたわけでありまして。住宅の要望があることも承知をしておりますし、考えていきたいと思っておりますが、併せて今住宅に入ってみえる方、また子育てをしていて御自身でローンを組まれて住宅を建てられている方、こういう方をどうしていくかという整合性はきちんと持たないとやっていけませんので。そういう整合性がある話にしたいと思っております。

- 11 加藤 町長のおっしゃること、以前もお聞きしました。たしかにそのとおりだなと思っております。移住者に特化してというのではなく、実は定住者、要するに、この町に住んでいて出ていってしまう人がここに定住をするという、1つの対策でもあったということもお聞きしています。そうした面で、移住定住者ばかりいい思いをとということではなくて、いろんな施策の中でこの町に住むことがとても住みやすく良い町であるという、移住定住対策を抜本的にやっていくというのは必要かと思っております。ただ、他の市町村の様子を見るに、本当に設楽町が生き残っていくための思い切った施策というのが、やはり欠かせないのだろうということを思っています。そうした面での検討も、ぜひ臆することなくしていただければありがたいと思っております。

最後に、以前、豊根村などで行われている「同窓会補助金制度」について質問しました。導入は実現できませんでした。閉校する学校がある中、同窓会の開催を促す施策を実施できないかなと思います。若者が都市部へ流れていく中、「ふ

るさと」にさらに強く思いを寄せる機会ともなると考えます。また昨今、適齢期の未婚の若者が増えており、同窓生同士の結婚などというケースもしばしば見られることから、婚活・定住支援策としても有効と考えますが、どうでしょうか。企画ダム対策課長 それでは、(4)「同窓会の開催を促す施策を実施できないか」についてお答えさせていただきます。

移住定住施策を進めていくうえで、住民の意見、ふるさとを離れていった方の意見など、多くの方の意見を聞き進めていく必要性は十分認識しております。同窓会を開催することによって、ふるさとの魅力を再発見してくれる、地域や設楽町に協力したい方が現れるかもしれません。

同窓会の開催を促す施策でありますけれども、例えば、今、議員がおっしゃる中で、閉校する学校がありますので、その際に同窓生の方も集まる機会があると思いますので、そういった場所で話をすることができるかと思っております。

今すぐに有効な施策はないのですが、現在では、SNSを活用してつながりを持ち続ける世代が多いと認識しております。町内各地域で活動している地域づくり関連のグループ——津具どっこい、そらのしたプロジェクト(名倉)、TCC——田口カルチャークラブ、matchbox——マッチボックス(清嶺)、ミライのくらす、等もSNSを活用して設楽町への関わり等について情報発信しております。

また、町もLINEやTwitterの公式アカウントを活用して情報を発信していく必要があると感じています。情報発信をする中で、こういったいろんな方とつながり、ふるさとのことを知っていただき、同窓生で集まる機運を高めていければと思っております。

11 加藤 先回、この話を出したときに、単に食料費のために出すことはできないというような御回答をいただいたような気がします。しかし、実は集まるための通信費だとか移動交通費とも考えられるわけです。また、地域の飲食店の利用を促すこともでき、地域活性ともなる。また設楽町の現状を見てもらう機会、設楽町でふるさと納税のパフレットを配布して町への応援をお願いする機会ともしています。町としての戦略を組み込んでいけると考えられます。ぜひ導入について御一考願えればと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長 これで、加藤弘文君の質問を終わります。

---

議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会といたします。お疲れ様でした。

散会 午後3時11分